

我が国の文化行政

平成 21 年度

我が国の文化行政

●文化庁長官あいさつ

●文化庁シンボルマーク

目次

I 文化行政の基盤

1	文化庁の組織	1
2	文化芸術振興基本法と基本方針	2
3	文字・活字文化振興法	3
4	文化審議会	4
5	平成21年度文化庁予算の概要	5
6	芸術家等の顕彰	10
7	文化広報	11
8	企業等による芸術文化活動への支援	12

II 舞台芸術活動等の推進

1	芸術創造活動特別推進事業等の推進	14
2	芸術文化振興基金	15
3	世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	16
4	アートマネジメント人材の育成	17
5	芸術祭の開催	18

III メディア芸術・映画の振興

1	メディア芸術の振興	19
2	映画芸術の振興	20

IV こどもたちの文化芸術体験活動の推進

V 地域における文化の振興

1	舞台芸術の魅力発見事業	24
2	「文化芸術による創造のまち」支援事業	24
3	ふるさと文化再興事業	25
4	国民の芸術文化活動への参加の奨励	26
5	文化芸術活動等を支える人材の育成	28
6	公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進	29
7	「文化芸術創造都市」の推進	29
8	文化ボランティアの推進	30
9	文化カプロジェクト	31

VI 文化財の保存と活用

1	文化財保護制度の概要	33
2	有形文化財	36
3	無形文化財	39
4	民俗文化財	40
5	記念物	41
6	文化的景観	42
7	伝統的建造物群保存地区	43
8	文化財保存技術	44
9	埋蔵文化財	44
10	文化財の総合的な把握	45
11	世界遺産	46
12	無形文化遺産の保護	47

VII 新しい時代に対応した著作権施策の展開

VIII 国語に関する施策の推進

1	国語施策の推進	50
2	外国人に対する日本語教育の推進	51

IX 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

1	文化庁の国際文化交流・協力事業の概要	52
2	国際文化交流の総合的な推進	55
3	芸術文化における国際交流・協力の推進	58
4	文化財分野における国際交流・協力の推進	60

X アイヌ文化の振興

XI 宗教法人と宗務行政

1	宗教法人制度の概要	64
2	宗務行政の推進	65

XII 美術館・歴史博物館の振興

1	我が国の美術館・歴史博物館の概要	66
2	公私立の美術館・歴史博物館への支援	66
3	登録美術品制度	68

XIII 国立文化施設等

は じ め に

文化庁長官
青 木 保



文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、心豊かな生活を実現するために不可欠なものです。少子高齢化が進み、従来型の経済成長に期待することが困難になる時代にあって、魅力ある充実した文化を持つことは国際的にも国の地位を高める大きな意味を持つことになります。国民ひとりひとりが文化に親しみ、その中で培われた創造性を発揮することが、社会の活性化や経済振興にも資し、国際社会における日本の影響を強めることにもなると思います。

現在、世界的に厳しい社会・経済状況下にあります。世界各国においては、自国の尊厳と豊かな社会の実現のために、国を挙げた文化振興と文化発信に取り組んでいます。文化庁においても、平成19年2月に閣議決定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第2次基本方針）に基づき、「クール・ジャパン」とも称され世界的に高い評価を得ているメディア芸術などの現代の日本文化に加えて、古くからの優れた伝統文化を併せて魅力ある日本の姿を発信することにより、世界における日本文化への理解を一層深めるための施策を推進しています。

地方公共団体においても、文化財を総合的に保存・活用する取組や「文化芸術創造都市」など、地域に根ざした文化や伝統を大切にするとともに文化芸術の創造力を活用して、地域再生を図る取組がさかんに行われています。それらの地域においては、文化芸術団体や市民による自発的で活発な文化芸術活動が見られます。また、企業のメセナ活動や文化関係のNPO法人などによる文化支援も大きな力となっています。今こそ、この日本に住むひとりひとりが様々な形で力を合わせて、豊かで魅力ある文化の国づくりをするときが来たと改めて強く感じています。

文化庁としては、今後、さらに我が国の「文化力」を高めて「文化芸術立国」が実現できるよう、全力を尽くしてまいります。

本冊子が、皆様にとって、文化行政への深い理解と文化芸術活動を行う際の一助となれば幸いです。

文化庁シンボルマーク

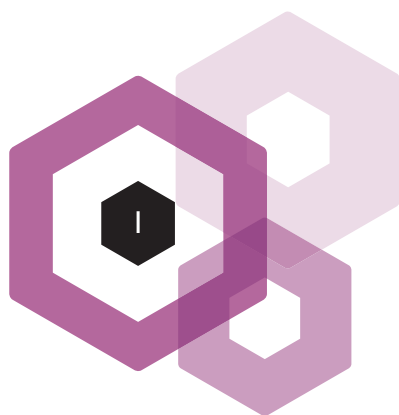
わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件（応募者数221名）の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がり表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等に表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永くご愛用いただけますよう、よろしくお願いいたします。



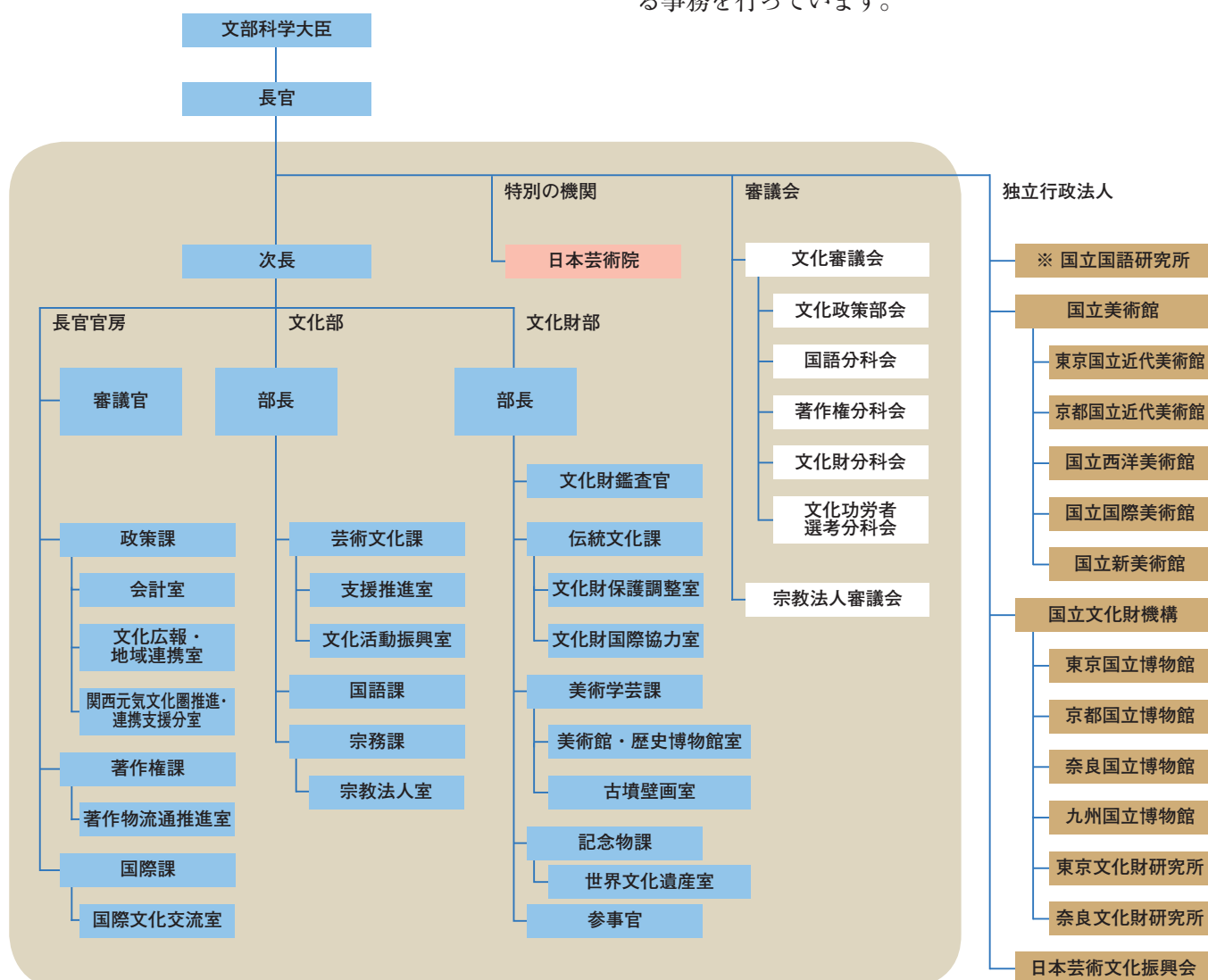


文化行政の基盤

1 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を併せて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。

◆文化庁の組織（平成21年4月1日現在）



平成21年度末定員235人

※ 平成21年10月1日をもって大学共同利用機関法人に移管予定。

2 文化芸術振興基本法と基本方針

1. 文化芸術振興基本法

平成13年11月、文化芸術の振興のための基本的な法律として、議員立法による「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律の目的は、文化芸術に関する活動を行う

人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することです。

第一章 総則(第1条～第6条)

目的(第1条)

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念(第2条)

- ・芸術家等の自主性尊重
- ・芸術家等の創造性尊重
- ・国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護及び発展
- ・地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国際的な交流及び貢献の推進
- ・広く国民の意見の反映

国及び地方公共団体の責務(第3・4条)

国民の関心及び理解(第5条)

法制上の措置等(第6条)

第二章 基本方針(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策(第8条～第35条)

- ・文化芸術の各分野の振興
- ・地域における文化芸術の振興
- ・国際文化交流の推進
- ・人材の養成・確保
- ・国語・日本語教育の充実
- ・著作権等の保護・利用
- ・国民の鑑賞等の機会の充実
- ・学校教育における文化芸術活動の充実
- ・文化施設の充実
- ・情報通信技術の活用推進
- ・民間の支援活動の活性化
- ・政策形成の民意の反映 等

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

平成14年12月に策定された第1次の基本方針について、策定後の諸情勢の変化や文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しが行われ、平成19年2月9日に第2次となる新たな基本方針が閣議決定されました。

文化庁では、この第2次基本方針に基づき、「文化芸術立国」を目指して、文化芸術の振興に取り組んで

います。

第2次基本方針の概要

1. 文化芸術の振興の基本的方向

(1) 文化芸術の振興の意義

文化芸術の意義を、従来の5つの観点に加え、今日的な2つの観点から整理。

◇従来の意義

- ・人間が人間らしく生きるための糧
- ・共に生きる社会の基盤
- ・質の高い経済活動の実現
- ・人類の真の発展への貢献
- ・世界平和の礎

◇今日的意義

- ・「文化力」は国の力
- ・文化芸術と経済は密接に関連

文化芸術は国民全体の社会的財産であり、一層の振興を図ることにより、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指す必要がある。

(2) 基本的視点

①文化力の時代を拓く^{ひら}

「文化力」を高め、心豊かで活力にあふれた社会を実現する。

②文化力で地域から日本を元気にする

地域文化の豊かさが日本文化の基盤であり、人々を元気にする力となる。

③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える

社会全体で文化芸術の振興を図る。

(3) 重点的に取り組むべき事項

①日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材

の育成

- ②日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- ③文化芸術活動の戦略的支援
- ④地域文化の振興
- ⑤子どもの文化芸術活動の充実
- ⑥文化財の保存及び活用の充実

2. 文化芸術の振興に関する基本的施策

「文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、国が講ずべき基本的施策として、文化芸術振興基本法の条文に沿った次の11の各分野について、107の施策を具体的に列挙。

- ①各分野の文化芸術の振興
- ②文化財等の保存・活用
- ③地域の文化芸術の振興
- ④国際交流等の推進
- ⑤芸術家等の養成・確保等
- ⑥国語の正しい理解
- ⑦日本語教育の普及・充実
- ⑧著作権等の保護・利用
- ⑨国民の文化芸術活動の充実
- ⑩文化芸術拠点の充実等
- ⑪その他の基盤の整備等

3

文字・活字文化振興法

平成17年7月に、議員立法として「文字・活字文化振興法」が成立、公布・施行されました。

これを受けて、文部科学省においては、図書館の充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいます。

同法では、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日が「文字・活字文化の日」とされています。

また、平成19年10月には、学校や地域における読書活動の支援や地域社会の活字文化振興のための活動を行う(財)文字・活字文化推進機構が設立されました。さらに、平成20年3月には、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実を図る「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)が閣議決定されるとともに、同年6月には国会の両院において、2010年を「国民読書年」とする決議が採択されました。

4 文化審議会

文化審議会では、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化

交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

最近の
主な答申

- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(答申)」(平成19年2月)
- ・「敬語の指針(答申)」(平成19年2月)

◆文化審議会組織図

(平成21年4月1日現在)

文化審議会

・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

漢字小委員会

・情報化時代に対応する漢字政策の在り方に関する事

日本語教育小委員会

・日本語教育の在り方に関する事

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関する事

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

基本問題小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題に関する事

法制問題小委員会

・著作権法制度の在り方に関する事

国際小委員会

・国際的ルール作りへの参画の在り方に関する事

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

第一専門調査会

・美術工芸品に関する事

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関する事

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関する事

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関する事

第五専門調査会

・民俗文化財に関する事

企画調査会

・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関する事

世界文化遺産特別委員会

・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の実施に関する施策の在り方に関する事

無形文化遺産保護条約に関する特別委員会

・無形文化遺産の保護に関する条約の実施に関する施策の在り方に関する事

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

「文化芸術立国」の実現と文化発信

◆総表

(単位:百万円)

区 分	前年度予算額 (当初)	平成21年度 予算額	対前年度	
			増減額	伸率
文化庁	101,755	102,012	257	0.3%

※平成21年10月1日をもって大学共同利用機関法人に移管予定の国立国語研究所移管分を含む。

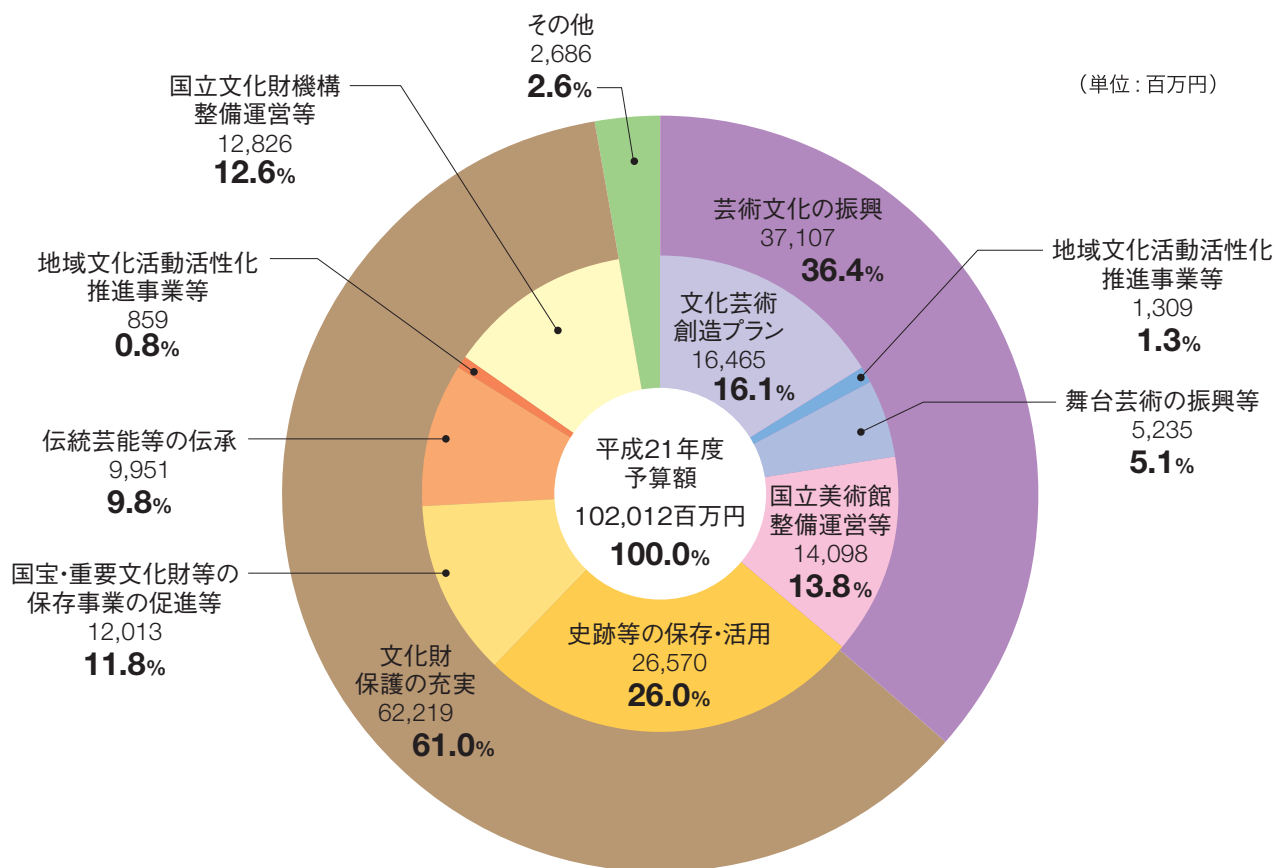
◆主な内容

(単位:百万円)

主要事項	前年度予算額	平成21年度 予算額	比較増△減額
文化芸術創造プランの推進	15,078	15,425	347
○最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等	7,046	7,156	110
○新進芸術家やアートマネジメント人材等の育成	2,176	2,073	△ 103
○感性豊かな文化の担い手育成プランの推進ーこどもの文化芸術体験活動の推進ー	5,856	6,196	340
文化財の次世代への継承	37,498	38,232	734
○保存修理・防災施設等の推進	8,970	9,501	531
○保存整備・活用等の推進	28,528	28,731	203
日本文化の戦略的発信	43,268	42,783	△ 485
○日本文化の海外への戦略的発信	2,978	3,134	156
○文化財の国際協力の推進	313	323	10
○文化発信のための国内基盤の整備	39,977	39,326	△ 651

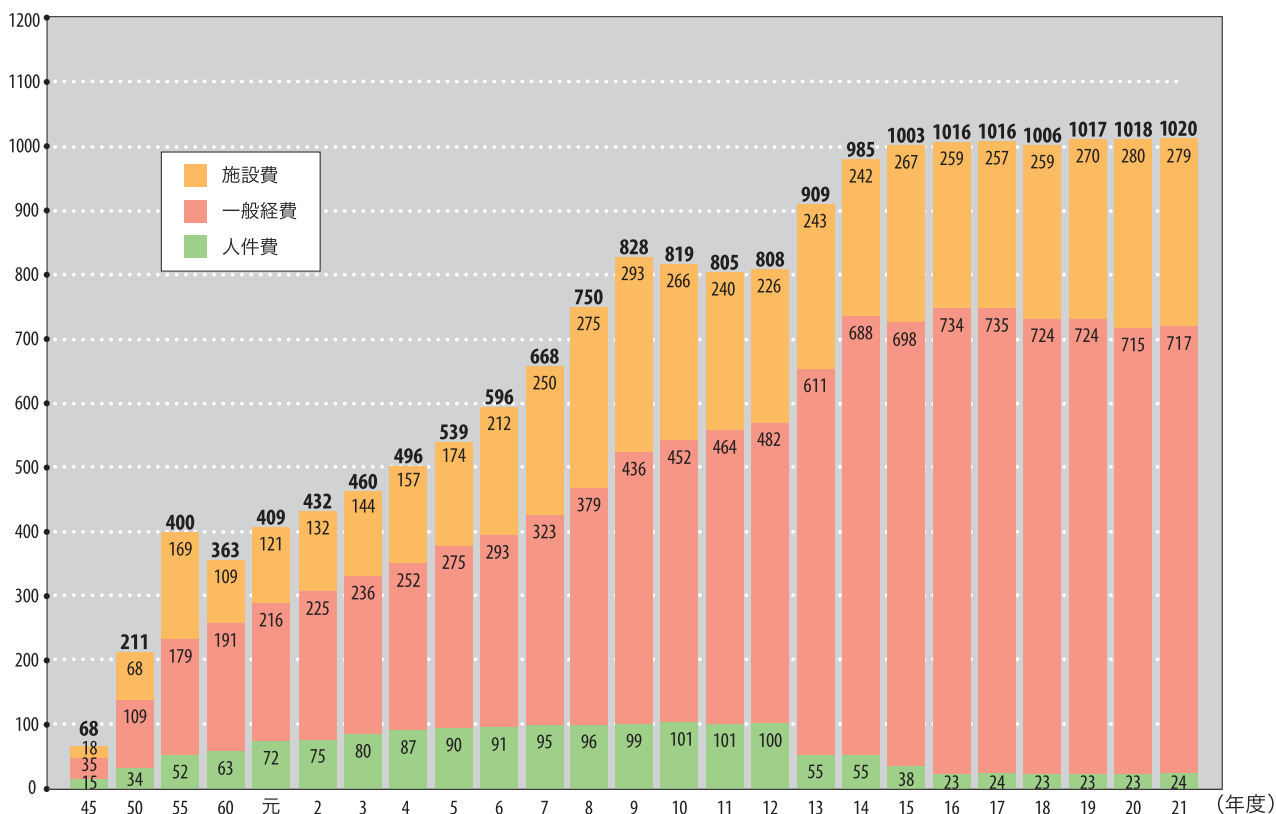
(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合致しないことがある。

◆平成21年度文化庁予算額(分野別)



◆文化庁予算の推移

(単位: 億円)



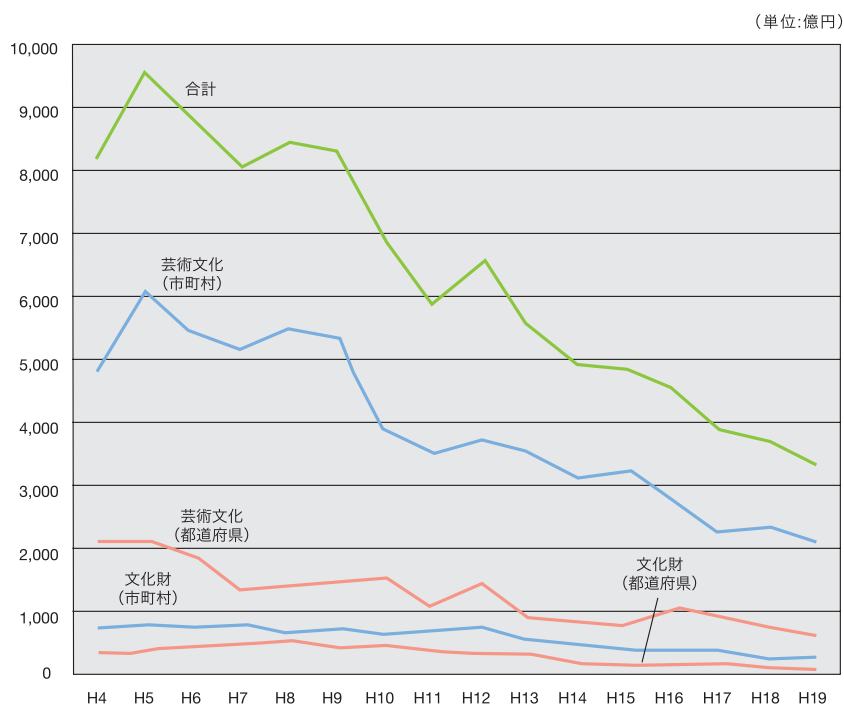
※平成21年度予算には国立国語研究所移管分を含む。

地方公共団体の文化関係経費の推移

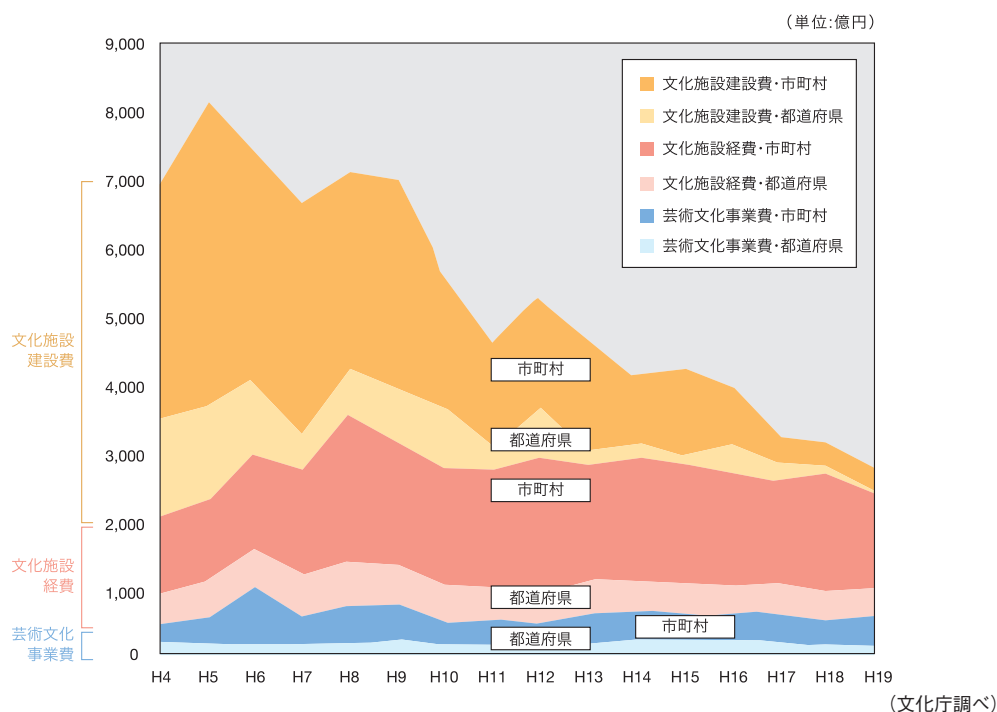
地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少が続いています(A)。その主な原因には、文化施設建設費の減少があります。一方、

芸術文化事業費は平成5年以降もほぼ横ばいとなっています(B)。

◆A. 文化関係経費の推移



◆B. 芸術文化経費の推移



文化関係の税制

事項	措置内容	適用年度
特定公益増進法人	【公益法人】（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	昭和51年度～ （登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度～）
	【独立行政法人】・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会（平成15年10月～）	平成13年度～
認定特定非営利活動法人	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	平成13年度～
指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託	昭和62年度～
指定寄付金	【公益法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	昭和40年度～ 「寄付金（所得金額の40%を限度）－5千円」を所得控除（所得税）
	【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	平成13年度～ 【法人の寄付金】 寄付金を全額損金算入（法人税）
相続財産の寄付	【公益法人】（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	昭和52年度～
	【独立行政法人】・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会（平成15年10月～）	非課税（相続税） 平成13年度～
	【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	平成13年度～
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要文化財（動産または建物）の譲渡	非課税（所得税） 昭和47年度～
	・国、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財及び重要文化財に準ずる文化財の譲渡（平成24年12月31日まで）	1/2課税（所得税） 昭和47年度～
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除（所得税）、損金算入（法人税） 昭和45年度～
重要文化財の相続・贈与	・重要文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除（相続税・贈与税） 平成16年度～
	・登録有形文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税） 平成16年度～
	・伝統的建造物（文部科学大臣が告示するもの）である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	贈与財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税） 平成16年度～
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ 平成10年度～

地 方 税	事項	措置内容		適用年度
	重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）	非課税 （固定資産税・特別土地保有税・都市計画税）	昭和25年度～
		・登録有形文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税）	平成17年度～
		・登録有形民俗文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税）	平成17年度～
		・登録記念物（家屋及びその敷地）	1/2課税（固定資産税）	平成17年度～
		・重要文化的景観を形成している家屋 （文部科学大臣が告示するもの）及びその敷地	1/2課税（固定資産税）	平成17年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物である家屋（文部科学大臣が告示するもの）	非課税（固定資産税・都市計画税）	平成元年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減 （固定資産税・都市計画税）	平成12年度～
		・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演の ための施設（家屋及びその敷地）	1/2課税 （不動産取得税・固定資産税・都市計画税）	平成21・22年度

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

6 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容など	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と第一部(美術)、第二部(文芸)、第三部(音楽・演劇・舞踊)の各部からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術の11部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
文化庁長官表彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者及び国際的に活躍した者、地域の特色を生かした文化芸術の活動を行い、顕著な功績をあげている市区町村等について、文化庁長官が表彰。	平成元年度
文化庁映画賞	我が国映画の向上とその発展に資するため、優れた文化記録映画作品及び顕著な業績をあげた者について、文化庁長官が表彰。	平成15年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

7 文化広報

文化庁においては、施策を国民にわかりやすく紹介し、様々な取組について理解を深めるとともに、文化芸術の担い手に対する各種の情報提供や、国民が広く文化を享受できる機会等について、広く周知

するための広報の充実に努めています。このため、文化庁においては、ホームページをはじめ、様々な方法により、広報を行っています。

1. 文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/index.html>

文化庁のホームページを設けて、文化庁のあらましや最新の施策等を紹介しています。

また、子ども向けホームページとして「子ども文化教室」(<http://www.bunka.go.jp/kids/index.html>)を開設し、芸術文化や文化財に関する情報を提供しています。



2. 文化庁月報

http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/

文化庁月報（広報誌）を毎月発行し、文化庁及び国立美術館・博物館・劇場における取組の情報、日本各地における文化をめぐる様々なトピックや活動等を紹介しています。



3. 情報ひろば

<http://www.mext.go.jp/joho-hiroba/>

文部科学省は、平成20年1月の新庁舎への移転を機会に、国民との双方向コミュニケーション機能を強化する取組の一環として、登録有形文化財となっている旧文部省庁舎を活用し、5つの展示室とラウ

ンジからなる「情報ひろば」を整備しました。文化庁では、人間国宝の作品や買い上げ作品を展示するとともに、ラウンジで随時文化的催しを実施しています。

8

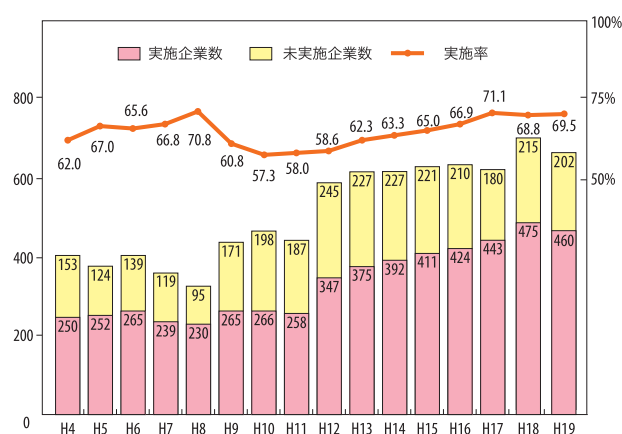
企業等による芸術文化活動への支援

1. 企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

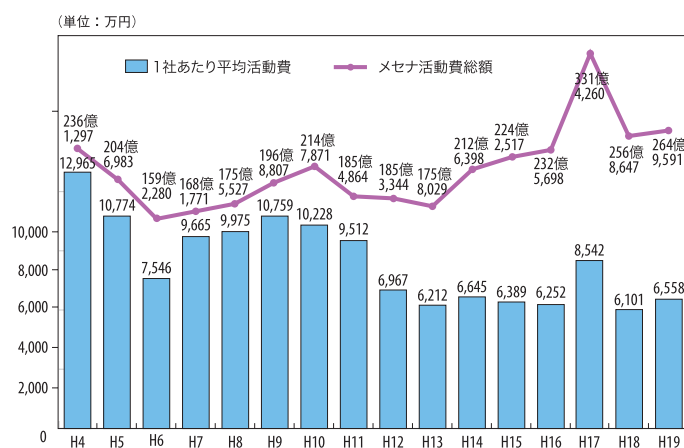
近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施した

り、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

◆企業メセナの実施状況



◆メセナ活動費の総額



※出典：(社)企業メセナ協議会「メセナ活動実態調査」

2. (社)企業メセナ協議会

メセナ【mécénat】とは

芸術文化支援を意味するフランス語。古代ローマ皇帝アウグストゥスに仕えたマエケナス (Maecenas) が詩人や芸術家を手厚く庇護したことから、後世、その名をとって「芸術文化を庇護・支援すること」をメセナというようになった。

(社)企業メセナ協議会のHPより

(会長：福原義春(株)資生堂名誉会長)

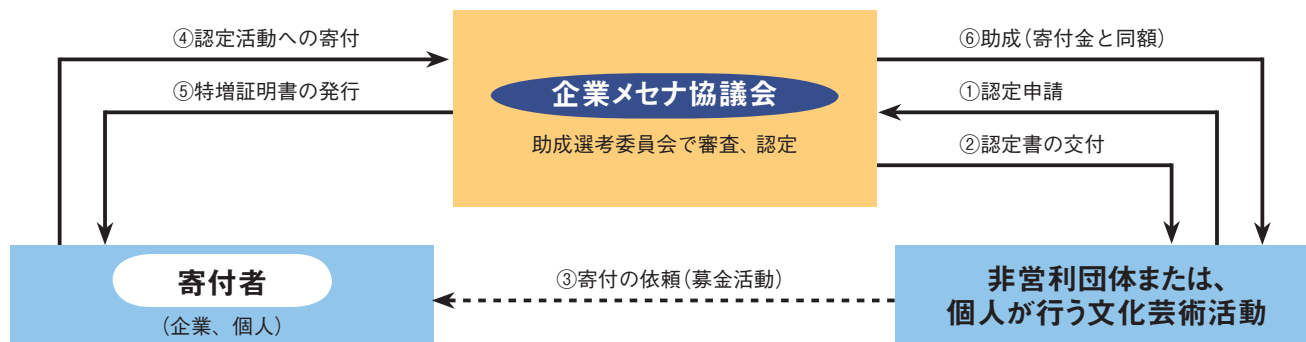
企業メセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、
②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、
③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化活動への企業や個人からの寄付金に、損金参入や所得控除等の税制上の優遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を拡大しました。

◆企業メセナ協議会の助成認定制度



【平成19年度実績】

209件の芸術文化活動を認定し、1,447件総額10億4,365万円の寄付が同協議会を通じて行われました。

※ 助成認定事業に関する問い合わせ先
 社団法人企業メセナ協議会
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2
 第一鉄鋼ビル1階
 TEL 03-3213-3397

助成認定制度

地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するため、(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め、平成15年度より助成認定制度に関する相談窓口を全国に計60ヶ所(平成20年4月1日現在)設置しています。

分野

音楽、舞踊、演劇、美術、映画、メディア芸術、文学、芸能、生活芸術

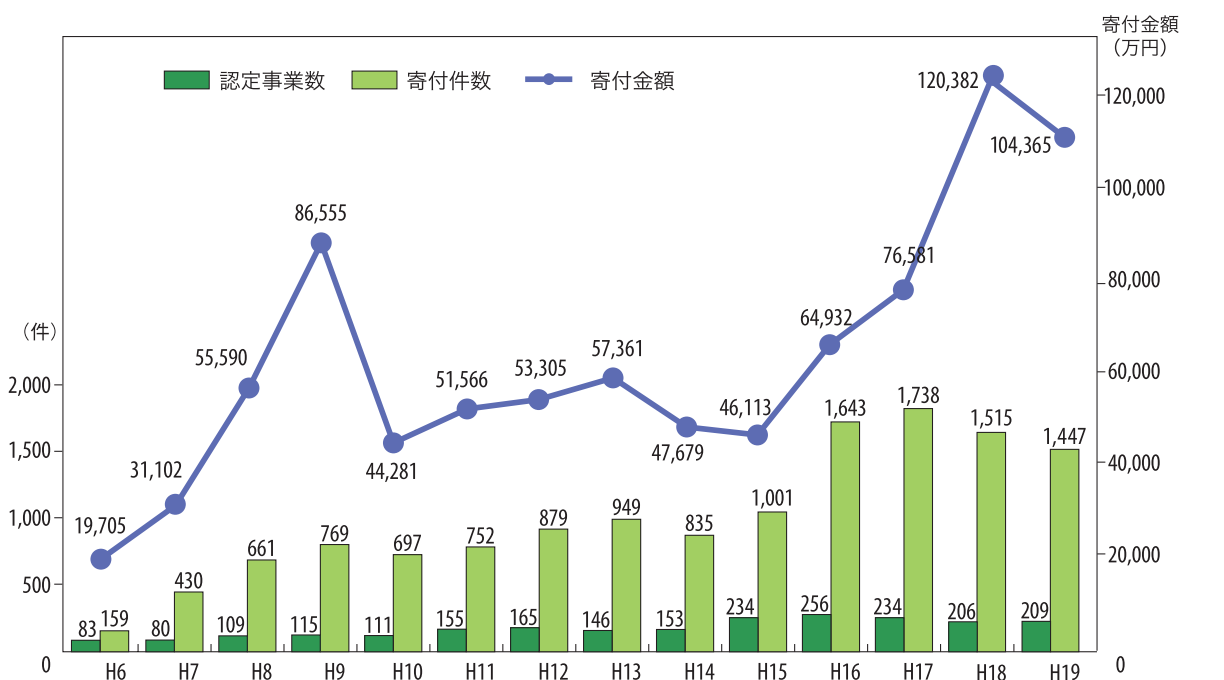
活動主体

- プロの文化芸術団体・個人
- アマチュアのうちプロ並の芸術活動を行う文化芸術
- 団体・個人、将来「プロ」となる素質を持つ個人

活動形態

- 公演、展示
- 公演、展示などを伴う顕彰事業、調査・研究、セミナー、ワークショップ 等

◆企業メセナ協議会における助成認定制度実績



※出典：(社)企業メセナ協議会



舞台芸術活動等の推進

文化庁では、我が国の文化芸術の振興を図るため、①最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等、②新進芸術家やアートマネジメント人材等の

育成、③感性豊かな文化の担い手育成プラン（Ⅳ「子どもたちの文化芸術体験活動の推進」に記載）の3つからなる文化芸術創造プランを推進しています。

1 芸術創造活動特別推進事業等の推進

1. 芸術創造活動特別推進事業等の推進

芸術創造活動の推進については、平成21年度も引き続き「文化芸術創造プラン」の中で充実を図り、舞

台芸術等に対する重点支援を実施し、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を行っています。

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等

芸術創造活動特別推進事業

我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となる芸術水準の高い、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の意欲的な公演や、優れた映画製作に対して日本芸術文化振興会の助成事業と一元的に支援を行う。

芸術拠点形成事業

公立文化会館や劇場等における我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制作の公演、その他の事業に対する支援を実施。

舞台芸術振興の先導モデル推進事業

我が国の異なる分野のトップレベルの芸術団体を国内各地の芸術拠点である中核的な劇場が共同で制作する舞台に対して支援を実施。

国際芸術交流支援事業

二国間における芸術交流の推進、海外との優れたオペラ等の共同制作や、世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

平成20年度文化庁支援公演より



平成20年度芸術創造活動重点支援事業
読売日本交響楽団
第475回定期演奏会
主催：
(財)読売日本交響楽団



平成20年度芸術創造活動重点支援事業
第91回小林紀子
バレエ・シアター公演
「ザ・レイクス・プロGRESS」他
主催：小林紀子
バレエ・シアター

◆助成の対象となる活動

- 1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
 - (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
 - (2) 美術の展示、国内映画祭その他の活動
 - (3) 特定の芸術分野にしばられない公演、展示その他の活動
- 2 地域の文化の振興を目的として行う活動
 - (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示活動
 - (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し、活用する活動
 - (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し、活用する活動
- 3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
 - (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
 - (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金（以下「基金」）は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在、約653億円（国からの出資金約541億円、民間からの出えん金約112億円）の基金の運用益が多種多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も随時募っています。

なお、基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行っています。

◆平成19年度の助成金交付状況

(百万円)

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
・ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	1,026	421	1,317
・ 地域の文化の振興を目的として行う活動	316	210	297
・ 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	264	158	156

芸術文化振興基金による平成2年度から平成19年度までの助成金の交付実績は、13,303件、約324億円となっています。

3 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、「文化芸術創造プラン」の一つとして、次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、新進芸術家の海外研修や、芸術団体等が行う人

材育成・普及事業等を支援し、新進芸術家の養成を図っています。

制度	内容
1 新進芸術家の養成・発表への支援	
新進芸術家海外研修制度	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(80日間)の4種類があり、平成20年度末までに2,739名を派遣。
新進芸術家の育成公演事業	新進芸術家海外留学制度により研修を行った若手芸術家等に研修成果を発表する機会を提供。
2 芸術団体等が行う養成・発表機会の充実	
芸術団体人材育成支援事業	芸術団体等が行う芸術家等への人材育成・普及事業及び調査研究、伝統芸能等における人材確保事業を支援。



「未来を担う芸術家たち
DOMANI・明日展 2008」
ポスター

◆新進芸術家海外研修制度のこれまでの主な派遣者の例

若杉 弘	(音楽：指揮)	昭和42年度
森下 洋子	(舞踊：バレエ)	昭和50年度
絹谷 幸二	(美術：洋画)	昭和52年度
佐藤 しのぶ	(音楽：声楽)	昭和59年度
野田 秀樹	(演劇：演出)	平成4年度
諏訪内 晶子	(音楽：器楽)	平成6年度
野村 萬斎	(演劇：狂言師)	平成6年度
崔 洋一	(映画：監督)	平成8年度
鴻上 尚史	(演劇：演出)	平成9年度
長塚圭史	(演劇：演出・劇作・俳優)	平成20年



「明日を担う音楽家たち
2009」ポスター

◆平成20年度 新進芸術家海外留学制度研修員（分野別内訳）

	1年派遣	2年派遣	3年派遣	特別派遣	15歳以上 18歳未満の部
美術	33	8	2	10	—
音楽	33	4	—	6	1
舞踊	10	6	—	3	4
演劇・舞台美術等	13	1	—	7	—
映画・メディア芸術	12	—	—	1	—
計	101	19	2	27	5

アートマネジメントとは、文化の創り手（芸術家）と受け手（住民等）をつなぐ役割を担うものであり、公演等の企画・制作・資金の獲得など、文化芸術を発展させるために不可欠なものです。

我が国では、これらを担う人材の育成や、優れた人材の才能を伸ばすことができる環境の整備が課題となっていることから、アートマネジメント人材等の育成及び活用について文化審議会文化政策部会において審議を行い、平成20年2月に審議経過報告がまとめられました。

この報告においては、基本的な考え方を示したうえで現状と課題を検証し、具体的な方策として①アー

トマネジメント人材等の計画的・体系的な育成、②文化芸術機関におけるアートマネジメント人材等の活用の推進、③アートマネジメント人材等が活躍できる環境の整備を挙げ、さらに国、地方公共団体、大学等、文化芸術機関等に期待する役割を示しています。

これらを踏まえ、平成21年度には、アートマネジメント専門の職員を配置し、特色ある芸術性の高い創造活動を行うとともに、現職職員の育成を行うなどアートマネジメント人材等の育成及び活用に取り組む文化施設に対し重点支援を行うことにしています。

また、公立文化施設の管理運営に携わる職員を対象としたアートマネジメントに関する研修を実施します。（中央研修・ブロック別研修(7ブロック)）



アートエクスプレス vol.27

5 芸術祭の開催

平成20年度（第63回）芸術祭



—国際音楽の日記念—「沖縄の唄と踊り」かぎやで風



平成20年度（第63回）文化庁芸術祭祝典（20.10.1）

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催しています。

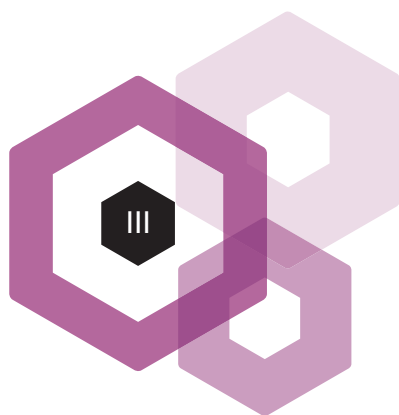
平成20年度においては、引き続き関東、関西での主催公演をはじめとする事業を展開しました。

また、演劇・音楽・舞踊・大衆芸能の4部門の参加公演及びテレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞が贈られました。

芸術祭祝典には、国際音楽の日記念として「沖縄の唄と踊り」を実施し、芸術祭の開幕を華々しく飾りました。また、主催公演としてオペラ、バレエ、音楽、能楽、文楽、歌舞伎など、多彩な公演を実施しました。

◆平成20年度（第63回）文化庁芸術祭 主催公演

部門	公演名
祝典	平成20年度（第63回）文化庁芸術祭祝典 —国際音楽の日記念—「沖縄の唄と踊り」
オペラ	オペラ「トゥーランドット」
バレエ	バレエ「アラジン」
音楽	アジアオーケストラウィーク2008
能楽	国立能楽堂開場25周年記念特別企画 —源氏物語千年紀—
文楽	関西元気圏共催事業「国立文楽劇場11月文楽公演」
歌舞伎	10月歌舞伎公演 北條秀司十三回忌追善「大老」五幕九場
	1月歌舞伎公演 「江戸宵闇妖鉤爪」 —明智小五郎と人間豹—
参加公演	演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計178公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計96作品
協賛公演	演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計27公演



メディア芸術・映画の振興

第81回アカデミー賞において、滝田洋二郎監督の「おくりびと」が外国語映画賞を、また加藤久仁生監督の「つみきのいえ」が短編アニメーション賞を受賞したことに示されるとおり、我が国のアニメ、マンガ、ゲーム等のメディア芸術は国内のみならず海外でも

高く評価されています。文化庁では、我が国のソフトパワーとして大きな期待が寄せられているメディア芸術の一層の振興を図るため以下の事業などを実施しています。

1 メディア芸術の振興

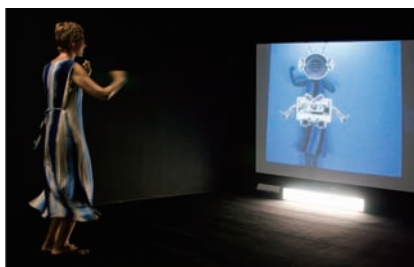
1. 文化庁メディア芸術祭

優れたメディア芸術作品を顕彰し、発表の場と鑑賞の機会を提供するため、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を実施しています。

平成20年度の応募総数は2,146作品であり、そのうち512作品は海外43の国と地域からの応募です。「アート」「エンターテインメント」「アニメーション」「マンガ」の4部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品、奨励賞1作品を、またメディア芸術の振興に寄与した方1名に功労賞を贈呈しました。

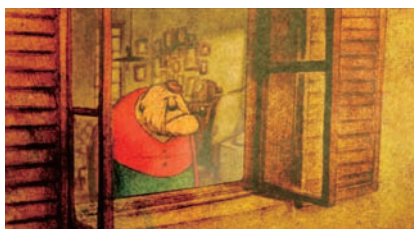
アート部門大賞

「Oops!」
作者：Marcio AMBROSIO
©Oops!



アニメーション部門大賞

「つみきのいえ」
作者：加藤 久仁生
©ROBOT



受賞作品展は毎年2月に東京・六本木の国立新美術館で開催し、多くの方々に来場いただき、最新のメディア芸術作品に触れていただいています。

受賞作品展以外にも、国民文化祭開催県と連携して実施する「メディア芸術祭地方展」や、海外で日本のメディア芸術をより知っていただくための「メディア芸術祭海外展」も開催し、国内外へ優れたメディア芸術作品を発信しています。



エンターテインメント部門大賞

「TENORI-ON」
作者：岩井 俊雄 /
「TENORI-ON」開発チーム代表 西堀 佑
©岩井俊雄 / ヤマハ株式会社



マンガ部門大賞

「ピアノの森」
作者：一色 まこと
©一色まこと / 講談社

2. メディア芸術プラザ

メディア芸術に関する情報を、タイムリーに紹介するため、文化庁ではホームページ「メディア芸術プラザ」を開設しております。

「プラザ」では、メディア芸術祭受賞作品や作者の紹介、受賞作品展の展示風景、期間中実施する各種シンポジウムや上映会のスケジュール、終了後にはレポートも掲載。メディア芸術祭を、より身近に感じていただける構成としています。



メディア芸術プラザ
http://plaza.bunka.go.jp/

3. メディア芸術祭海外展

文化庁では、海外の方々により深く、日本のメディア芸術を知っていただくため、「メディア芸術祭海外展」を実施しています。平成20年11月～12月には、

シンガポールでメディア芸術祭海外展を開催しました。

＜詳細についてはP.58を参照＞

4. メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会

メディア芸術の国際的な拠点形成の在り方について検討するため、有識者で構成する「メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会」を設置し、平

成20年8月より、映画やメディアアートなどの有識者からヒアリングを行い、議論を深めているところです。

2 映画芸術の振興

1. 「日本映画・映像」振興プラン

映画は、演劇、音楽や美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の1つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化

の特性を示すものです。

文化庁では、平成15年4月の「映画振興に関する懇談会」で、「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～（提言）」を取りまとめま

◆ 「日本映画・映像」振興プラン

魅力ある
日本映画・映像の
創造

- ①芸術創造活動特別推進事業（映画製作への支援）
- ②フィルムコミッションの活動支援
- ③ロケーションに係るデータベースの運営
- ③文化映画賞

日本映画・映像の
流通の促進

- ①海外映画祭への出品等支援
- ②全国映画祭会議
- ③アジアにおける日本映画特集上映事業
- ④「日本映画情報システム」の整備

映画・映像人材の
育成と普及等

- ①短編映画作品支援による若手映画作家の育成
- ②映画関係団体等の人材育成事業の支援
- ③子どもへの日本映画の普及

我が国の映画・
映像フィルムの
保存・継承

フィルムセンター機能の充実

メディア芸術振興
総合プログラム

- ①メディア芸術の総合的発信
- ②創造的人材の育成
- ③推進拠点とネットワークの形成

◆製作支援を行った映画で、外国の映画祭等で受賞した主な作品

- 「殲の森」河瀬直美監督（平成 18 年度支援作品）
第 60 回カンヌ映画祭審査員特別大賞「グランプリ」（平成 19 年 5 月）
- 「愛の予感」小林政広監督（平成 18 年度支援作品）
第 60 回ロカルノ国際映画祭金豹賞（グランプリ）（平成 19 年 8 月）
- 「長い散歩」奥田瑛二監督（平成 17 年度支援作品）
第 30 回モントリオール世界映画祭コンペティション部門グランプリ
（同時に国際批評家連盟賞、エキュメニク賞を受賞）（平成 18 年 9 月）

日本人のグランプリ受賞は 90 年の
「死の棘」（小栗康平監督）以来 17 年ぶり

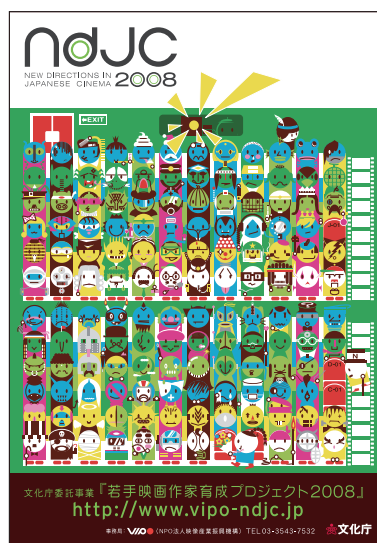
日本人の最高賞にあたるグランプリ受賞は
70 年の「無常」（実相寺昭雄監督）以来 37 年ぶり

日本人の最高賞にあたるグランプリ受賞は、82 年の
「未完の対局」（佐藤純弥監督）以来 2 作目で 25 年ぶり

した。これを受け、平成 15 年度から、①魅力ある日本映画・映像の創造、②日本映画・映像の流通の促進、③映画・映像人材の育成と普及等、④日本映画フィルムの保存継承とともに、⑤メディア芸術振興総合プログラムを加えた「日本映画・映像振興プラン」を推進しています。

具体的には、国内での映画・映像等の製作支援、文化庁映画賞の実施、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業など、将来の映画界を担う人材の育成のほか、文化庁メディア芸術祭を開催しています。

また、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体です。文化庁では、日本映画に関する情報提供として下記データベースの整備も進めています。



◆短編映画作品製作による若手映画作家育成事業（若手映画作家育成プロジェクト）

<http://www.vipo-ndjc.jp/>

全国ロケーション
データベースシステム (JLDB)
<http://www.jldb.bunka.go.jp/>



日本映画情報システム
(JCDB)

<http://www.japanese-cinema-db.jp/>



2. 海外映画祭への出品等支援

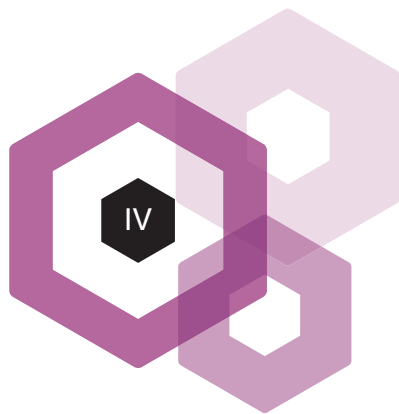
日本の優れた映画作品等を世界へ紹介するため、海外映画祭への出品等支援を行っています。＜詳細

についてはP.59を参照＞

3. アジアにおける日本映画特集上映事業

アジア諸国での日本映画の上映機会の増加を目指し、アジアにおける日本映画特集上映を行っています。

＜詳細についてはP.58を参照＞



こどもたちの文化芸術 体験活動の推進

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るために「本物の舞台芸術体験事業」、「伝統文化こども教室事

業」、「学校の文化活動の推進」及び「地域人材の活用による文化活動支援事業」を『こどもの文化芸術体験活動の推進』（感性豊かな文化の担い手育成プランの推進）として実施しています。

1. 本物の舞台芸術体験事業

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体による実演指導、ワークショップやこれらの団体との共演に参加し、本物の舞台芸術に身近に触れる機会を提供しています。

「本物の舞台芸術体験事業」では、右のような事業を行っています。



東京演劇集団風
(石巻市立大谷地小学校)

大阪センチュリー交響楽団
(雲南市立大東小学校)



小・中学校の体育館で実施する事業

(1) 優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施
公演種目：合唱、オーケストラ、音楽劇、演劇、児童劇、ミュージカル、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽・邦舞、バレエ、現代舞踊、演芸

(2) 芸術文化団体によるワークショップ

公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施



(社) 日本舞踊協会
(長岡市立東中学校)

2. 伝統文化こども教室事業

次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、

工芸技術、邦楽、日本舞踊などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供するため、全国各地の伝統文化の伝承や普及等の活動を行う団体が企画して実施する教室を支援しています。



福島県田村市
大倉太々神楽
子ども教室

実施状況

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実施件数	2,020件	2,595件	3,365件	4,171件	4,694件

3. 学校の文化活動の推進

優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、文化芸術に関する体験談などの講話と簡単な実技披露等を通して、子どもたちの文化芸術への関心を高めます。

また、子どもたちに文化部活動の成果発表の舞台を提供することによって、目的意識を持ち文化部活動に参加することができるようにしています。

「学校の文化活動の推進」では、右のような事業を行っています。



版画による実演指導
(新潟市立横越中学校)

学校への芸術家等派遣事業

- (1) 被派遣者：芸術家・伝統芸能の保持者等
- (2) 対象：小・中・高等学校等の児童・生徒、教員及び保護者
- (3) 具体的内容：講話、実技披露等

文化活動の発表機会の充実

- (1) 全国高等学校総合文化祭(平成 21年度は三重県で実施)
- (2) 全国高等学校総合文化祭優秀校公演(国立劇場で実施)



和楽器体験教室
(津島市立暁中学校)

ホースを使つての楽器
体験
(名護市立源河小学校)



4. 地域人材の活用による文化活動支援事業

地域の文化芸術人材を活用し、学校での文化芸術にかかる指導や、放課後や休日等における文化芸術活動を地域で支援する体制整備を図ります。



バイオリン指導の様子(千葉県袖ヶ浦市)

(1) 実践研究

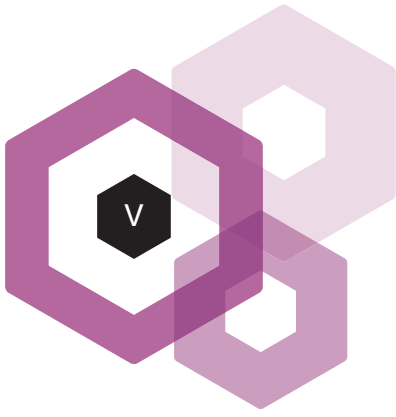
学校の文化部活動等の促進のため、外部指導者としての地域人材の発掘・養成・活用の促進に関する実践研究を行う。

〔演劇部、美術部、写真部、囲碁部、将棋部、華道部、茶道部、陶芸部、郷土芸能部、コンピュータ部等〕

(2) 体験プログラム

子どもたちが年間を通じて、地域において様々な文化芸術に触れ、体験するプログラムを実施する。

〔美術、工芸、音楽、文芸、演劇、将棋、囲碁、民俗芸能等〕



地域における文化の振興

1 舞台芸術の魅力発見事業

舞台芸術の鑑賞機会が大都市圏に偏りがちな現状に鑑み、国民が、居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう地域における舞台芸術の鑑賞機会の充実を図ります。あわせて、舞台の見どころ解説、出演者との交流会やワークショップなど、舞台を楽しむための工夫・演出を加えることにより、舞台芸術に親しむ機会の少ない人たちの興味、関心を喚起し、我が国の舞台芸術を振興します。



東京フィル夢づくりコンサート【指揮者による曲目解説】
[長岡市立劇場(写真提供：長岡市芸術文化振興財団)]

- | | |
|-------------|---|
| (1) 公演の種類 | オーケストラ、オペラ、演劇、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、洋舞、邦楽、邦舞 等 |
| (2) 工夫・演出の例 | 舞台の見どころ解説、バックステージツアー、出演等による公演・ワークショップ 等 |
| (3) 文化庁負担経費 | ツアー(公演)に要する移動費、宿泊費、運搬費及び工夫・演出に係る経費(謝金) |

2 「文化芸術による創造のまち」支援事業

我が国の文化芸術の源は、全国各地で生まれた様々な文化芸術活動であり、各地域が文化芸術活動の活性化を図ることは、我が国の文化水準の向上につながるものです。地域における文化リーダーや文化芸術団体の育成、文化芸術活動の発信・交流、大

学と地域との交流・連携の促進を通して、地域の文化芸術活動の活性化と環境づくりを図る取組を支援しています。

対象事業

- (1) 人材育成
地域文化リーダー(指導者)の育成
- (2) 団体育成
地域の文化芸術団体の育成
- (3) 発信交流
地域の文化芸術活動の発信・交流
- (4) 大学と地域との交流・連携の促進



取手アートプロジェクト 2008

地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化を次世代に継承するため、地域における伝統文化の一体的かつ総合的な保存・活用を推進する「ふるさと文化再興事業」を実施しています。

この事業では、都道府県教育委員会が策定する地域の伝統文化の保存・活用計画の中に盛り込まれた伝統文化を対象として、伝統文化保存団体等が実施する①伝承者の養成、②用具等の整備、③映像記録の作成の事業に対して支援しています。

ふるさと文化再興事業を活用して、長年の使用により老朽化していた太鼓の修理や衣装の新調を行うなど、伝統文化保存団体の今後の伝承活動に対する意識の高揚につながっています。

実施状況

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実施件数	508件	462件	495件	594件	440件



田名部の山車行事(青森県むつ市)



横尾歌舞伎(静岡県浜松市)



須波麻神社秋祭り地車曳行(大阪府大東市)

4 国民の芸術文化活動への参加の奨励

1. 国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展と国民生活の充実を目的とし、開催される文化の祭典です。



国民文化祭シンボルマーク
(福田繁雄・作)



第24回国民文化祭・しずおか2009
(平成21年10月24日～11月8日、静岡県)

◆主な内容

主催事業 文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。

総合フェスティバル

アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングフェスティバルなど。

シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。

分野別フェスティバル

民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など。

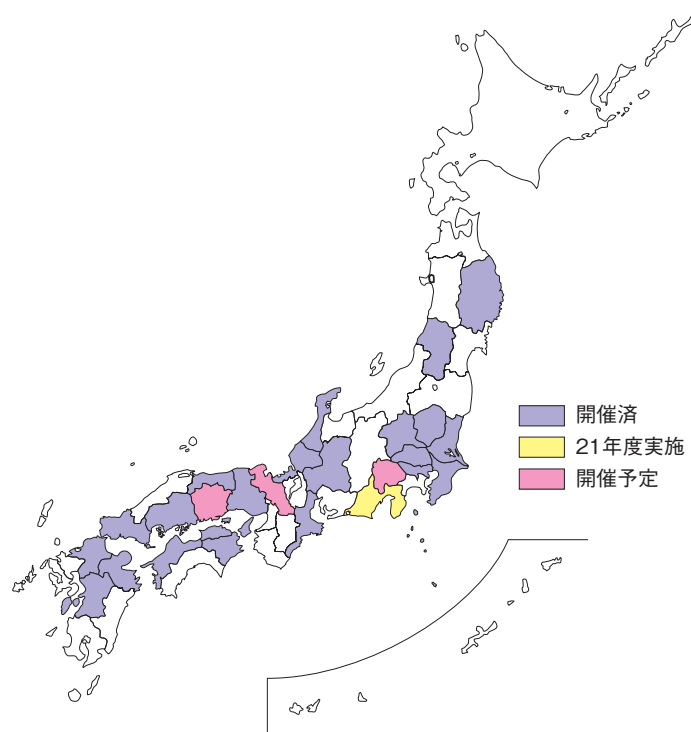
協賛事業 国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各種公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など。

◆国民文化祭 開催都府県及び開催予定府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S61)	東京	11回(H8)	富山	21回(H18)	山口
2回(S62)	熊本	12回(H9)	香川	22回(H19)	徳島
3回(S63)	兵庫	13回(H10)	大分	23回(H20)	茨城
4回(H1)	埼玉	14回(H11)	岐阜	24回(H21)	静岡
5回(H2)	愛媛	15回(H12)	広島	25回(H22)	岡山
6回(H3)	千葉	16回(H13)	群馬	26回(H23)	京都
7回(H4)	石川	17回(H14)	鳥取	27回(H24)	調整中
8回(H5)	岩手	18回(H15)	山形	28回(H25)	山梨
9回(H6)	三重	19回(H16)	福岡		
10回(H7)	栃木	20回(H17)	福井		



第23回国民文化祭・いばらき2008



2. 全国高等学校総合文化祭

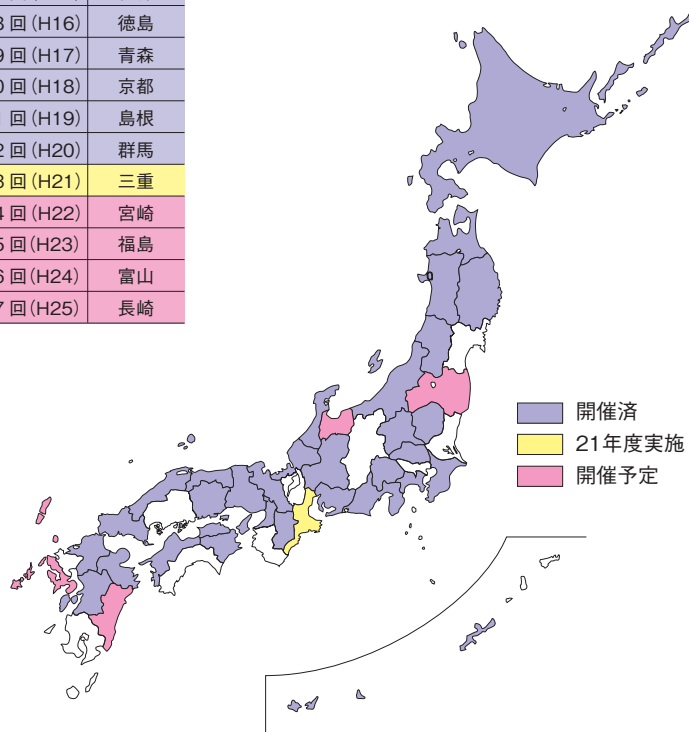
高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を深めることをねらいとして、日頃の文化活動の成果を発表する高校生の文化の祭典です。

◆主な内容

総合開会式	式典、交歓会など。
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレード。
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

◆全国高等学校総合文化祭 開催道府県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	14回(H2)	山梨	27回(H15)	福井
2回(S53)	兵庫	15回(H3)	香川	28回(H16)	徳島
3回(S54)	大分	16回(H4)	沖縄	29回(H17)	青森
4回(S55)	石川	17回(H5)	埼玉	30回(H18)	京都
5回(S56)	秋田	18回(H6)	愛媛	31回(H19)	島根
6回(S57)	栃木	19回(H7)	新潟	32回(H20)	群馬
7回(S58)	山口	20回(H8)	北海道	33回(H21)	三重
8回(S59)	岐阜	21回(H9)	奈良	34回(H22)	宮崎
9回(S60)	岩手	22回(H10)	鳥取	35回(H23)	福島
10回(S61)	大阪	23回(H11)	山形	36回(H24)	富山
11回(S62)	愛知	24回(H12)	静岡	37回(H25)	長崎
12回(S63)	熊本	25回(H13)	福岡		
13回(H1)	岡山	26回(H14)	神奈川		



第33回全国高等学校総合文化祭
(平成21年7月9日～8月2日、三重県)



第32回全国高等学校
総合文化祭群馬大会

5 文化芸術活動等を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財の保護に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国公立文化施設 アートマネジメント研修会	文化庁他	3日間	全国の公立文化会館の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する研修
ブロック別公立文化施設 アートマネジメント研修会	文化庁他	2～3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数の比較的浅い管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する基礎的研修
全国公立文化施設 技術職員研修会	文化庁他	3日間	全国の公立文化会館に勤務する舞台技術担当の中堅職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する研修
ブロック別公立 文化施設技術職員研修会	文化庁他	2～3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数の比較的浅い舞台技術担当職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する基礎的研修
歴史民俗資料館等 専門職員研修	文化庁・国立歴史民俗博物館	5日間×2ヶ年	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識、技能の研修
指定文化財（美術工芸品） 企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2ヶ年	指定文化財（美術工芸品）を公開する博物館等の学芸担当者 50名程度	指定文化財（美術工芸品）の保存・公開に関わる専門的知識、技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研修	東京文化財研究所	2週間	国公立博物館、美術館等の学芸員で保存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習
埋蔵文化財担当者研修	奈良文化財研究所	研修・課程ごとに それぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等 計170名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般及び専門知識と技術に関する研修
文化財行政講座	文化庁	3日間	地方公共団体等の文化財行政担当職員等で、経験年数3年未満の者 100名程度	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修
伝統的建造物群 保護行政研修会 （基礎コース・実践コース）	文化庁	各3日間	地方公共団体等において伝統的建造物群の保護行政に携わる者等（実践コースは、伝統的建造物群保存地区制度をすでに導入している地方公共団体等で実務経験を有する者）各40名程度	伝統的建造物群保存地区に係る職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修（実践コースは、伝統的建造物群の保存にかかる諸問題に的確に対応するために必要な専門的事項に関する研修）

公立文化施設の活性化による 地域文化力の発信・交流の推進

公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域相互の情報提供、管理運営等に携わる職員の研修を実施します。

事業内容

1

芸術文化情報提供事業

公立文化施設の活性化に資する各種情報の提供、公立文化施設の取組に関する情報の発信及びアートマネジメントに関する情報の整備を図るとともに、公立文化施設の企画・運営力の向上のため、事業運営等に関する指導助言を行う専門家を派遣するなどの支援を行う。

2

舞台芸術フェアの開催

公立文化施設と、大学や芸術団体等の相互理解・交流を図るフォーラムやセミナーを開催する。

3

技術職員研修

公立文化施設の技術職員を対象とした舞台芸術に必要な知識、技術に関する研修を実施する。(中央研修・ブロック別研修(7ブロック)の開催)

7

「文化芸術創造都市」の推進

近年、美しい景観やその自治体固有の文化的環境を活かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちの賑わいに結びつけることを目指す自治体が増えてきました。文化庁は、このように都市政策の中心に文化政策を据える自治体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました。

平成21年度には、「文化芸術創造都市」に取り組む自治体を支援できるよう、情報収集・提供及び研修の実施等を通じ、国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組むこととしています。

◆文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)受賞都市一覧

平成 19 年度	平成 20 年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)



平成20年度受賞都市(篠山市)の取組
伝統的建造物の空間を活かしたまちなみアートフェスティバル



平成20年度受賞都市(豊島区)の取組
区内大学との協働事業「ジュニア・アーツ・アカデミー」

8 文化ボランティアの推進

文化庁では、「文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いしたりするような活動」を「文化ボランティア活動」ととらえ、文

化ボランティアを推進し、各地域で多様な活動が行われるよう、環境整備を図っています。

1. 文化ボランティア支援拠点形成事業

文化ボランティア・コーディネーター養成プログラムの開発・実施・普及を行い、継続的に文化ボランティア・コーディネーターを養成する拠点を各地

域に形成することで、質の高い自立的・継続的な文化ボランティア活動を推進します。

2. 文化ボランティア全国フォーラム

各地域で活動する文化ボランティア団体のコーディネーターや文化行政担当者、文化ボランティア実践者などが集まり、情報交換や交流を図ることを目的として、「文化ボランティア全国フォーラム」を開催しています。

また、「市民から文化力」サイト (<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/shimin/>) では、関係者が情報交換できる場を提供しています。



文化ボランティア全国フォーラム

文化には、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力があります。

文化庁では、各地域の「文化力」を盛り上げ、社会全体を元気にしていくためのプロジェクトを、各地域の関係者と協働して推進しています。これらの取組は、地域の人と人、人と文化をつなぎ、さらには観光や経済活動にも大きな刺激を与え、社会を活性

化させるものとして高い注目を集めています。それぞれのプロジェクトにおいて、「文化力」ロゴマークやホームページを活用した広報活動など、「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しており、現在、次の7つ(地域別4つ、テーマ別3つ)のプロジェクトが展開されています。

1. 関西元気文化圏

関西から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にすることをねらいとして、平成15年8月から文化庁と「関西元気文化圏推進協議会」が推進しているプロジェクト。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/kansai/>



2. 丸の内元気文化プロジェクト

丸の内地区で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことをねらいとして、平成16年5月から「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」と文部科学省が推進しているプロジェクト。

<http://www.marunouchi.com/bunka/>



3. 九州・沖縄から文化力プロジェクト

九州・沖縄・山口から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成18年9月から文化庁と「九州・沖縄文化力推進会議」が推進しているプロジェクト。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/kyusyu/>



4. 霞が関から文化力

霞が関から、文化がもたらす豊かさなどをアピールし、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成20年3月に開始したプロジェクト。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku_project/kasumigaseki/



5. 修理現場から文化力プロジェクト

国宝・重要文化財などの文化財建造物の保存修理事業の修理現場公開事業や保存修理に関する普及・広報活動を行うことで、文化財建造物が、各地域の「文化力」を盛り上げ、地域振興の核となることをねらいとして、平成19年6月に開始したプロジェクト。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bunkaryoku/>



6. 市民から文化力プロジェクト

アート NPO や文化ボランティアなどの「市民による文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするような活動」が、各地域及び日本の文化を支えていることを広く PR し、全国各地域での活動を一層盛り上げていくことをねらいとして、平成20年2月に開始したプロジェクト。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/shimin/>



7. 発掘現場から文化力プロジェクト

国民や地域住民に埋蔵文化財や発掘調査に対する正しい理解と協力を促すとともに、埋蔵文化財に関わる様々な人々の活動を盛り上げていくことをねらいとして、平成21年5月に開始したプロジェクト。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hakkutsu/index.html>





文化財の保存と活用

1 文化財保護制度の概要

1. 概要（『国指定文化財等件数一覧』等）

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

◆国指定文化財等件数一覧

平成21年4月1日現在

指定			
重要文化財（うち国宝）		12,655 件	（1,076件） ※ 1
建造物		2,344 件	（214件）
美術工芸品		10,311 件	（862件）
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	36 件	（55人）
	総合認定	11 件	（11団体）
工芸技術	各個認定	44 件	（58人） ※ 2
	保持団体認定	14 件	（14団体）
重要有形民俗文化財		207 件	
重要無形民俗文化財		264 件	
史跡名勝天然記念物（うち特別史跡名勝天然記念物）		2,866 件	（161件） ※ 3
史跡		1,614 件	（60件）
名勝		313 件	（29件）
天然記念物		939 件	（72件）
選定			
重要文化的景観		15 件	
重要伝統的建造物群保存地区		83 地区	
登録			
登録有形文化財（建造物）		7,407 件	
登録有形文化財（美術工芸品）		9 件	
登録有形民俗文化財		12 件	
登録記念物		44 件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術		保持者・団体	
	保持者	47 件	（52人）
	保存団体	27 件	（28団体） ※ 4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む

※2 工芸技術の各個認定者は重複認定があり、実員数は59人となる

※3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は26団体

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術工芸品、建造物、民俗文化財等）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

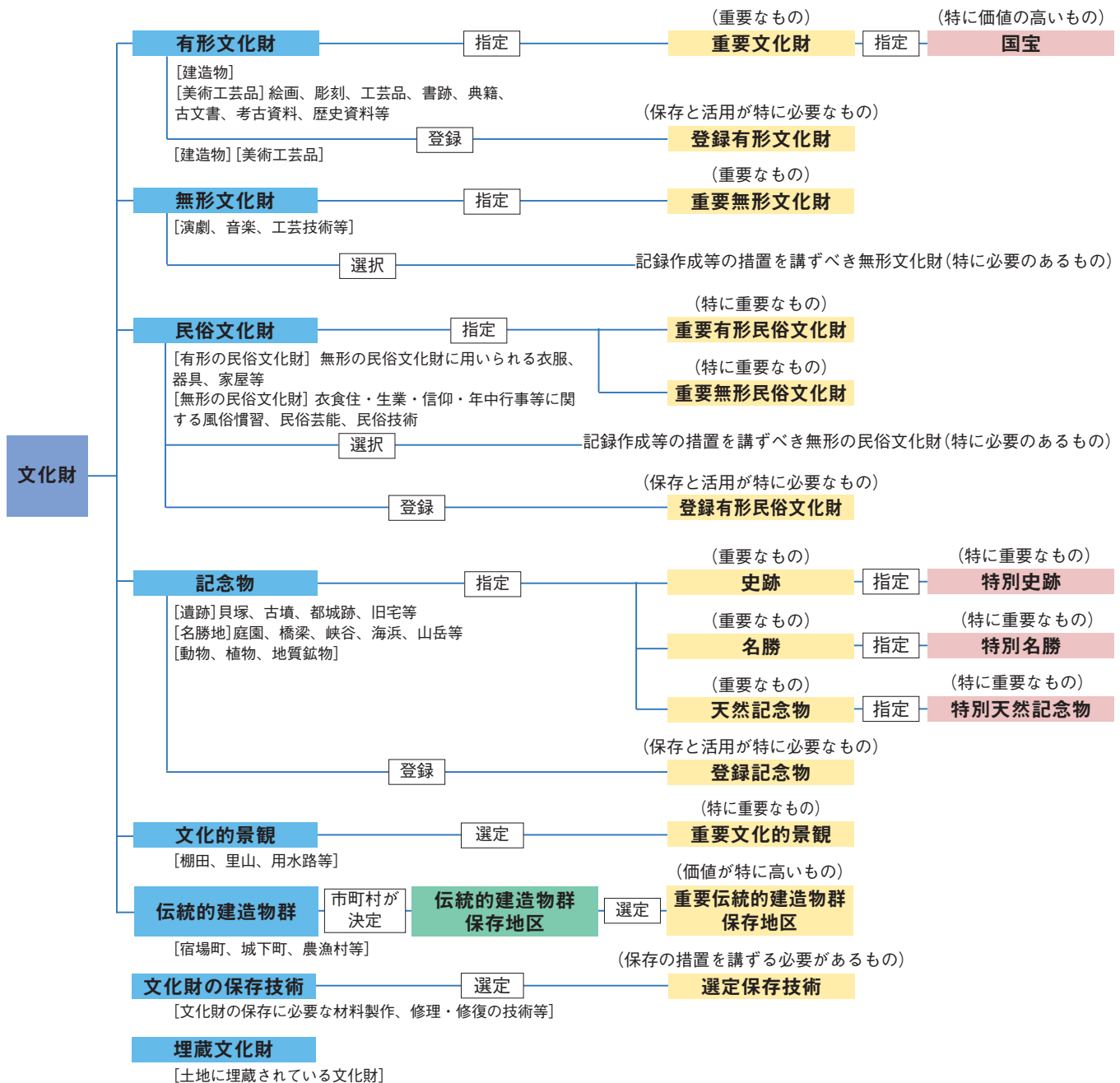
また、近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化財（有形文化財、有形民俗文化財、記念物）等を対象とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度を設けています。登録制度は、国・地方公共団体の指定以外の文化財のうち保存と活用が特に必要なものを国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するものです。

さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定、土地に埋蔵されている文化財についても埋蔵文化財として発掘に関する一定の制限を課すなどの保護のための措置を行っています。

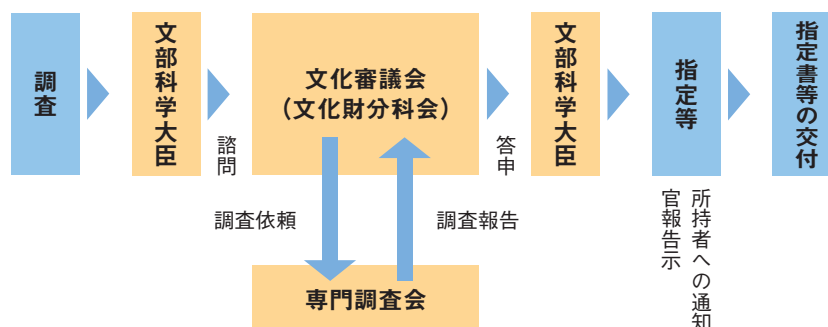
文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると右図のようになります。

2. 文化財の体系図

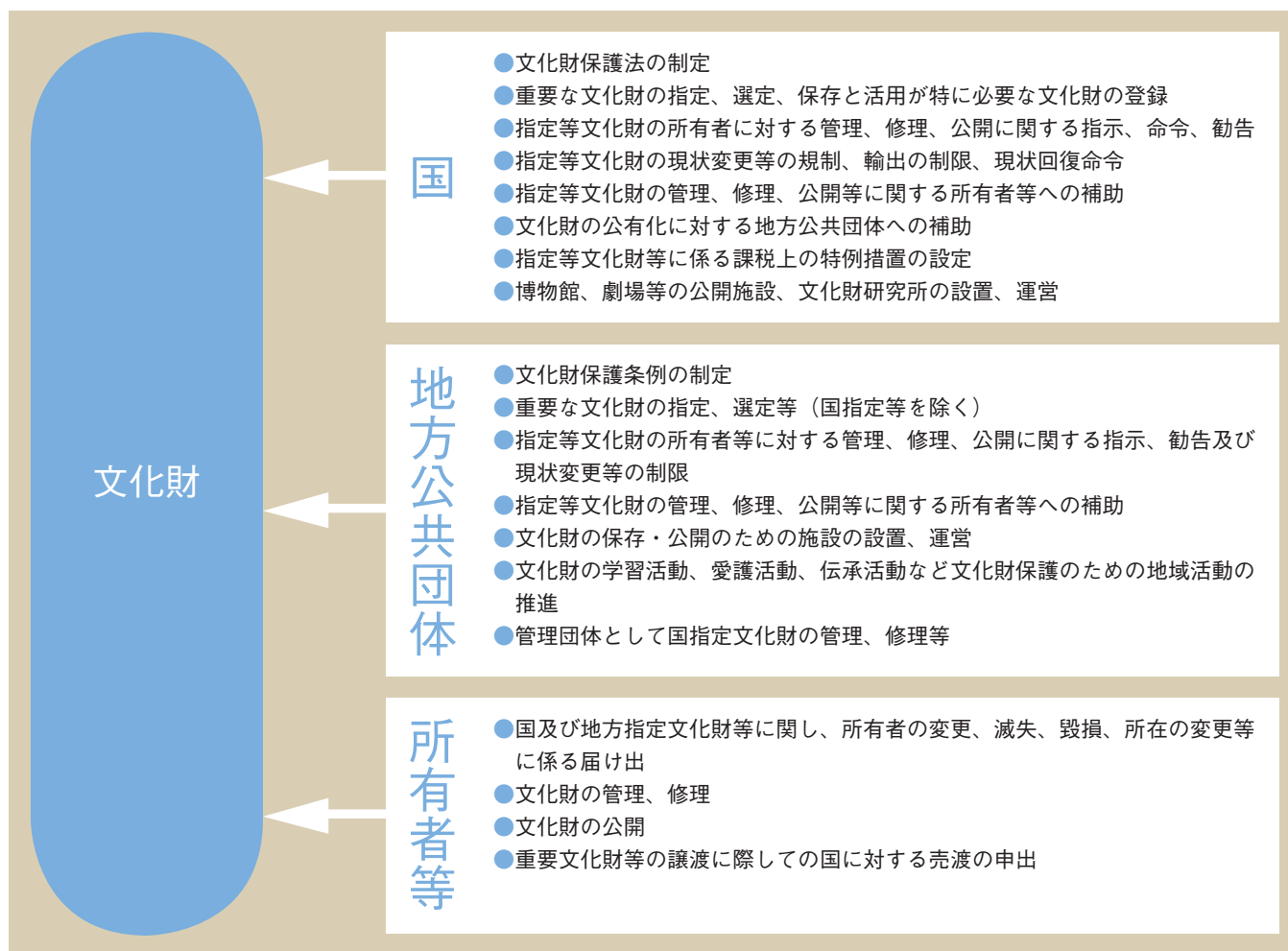
◆文化財の体系図



◆文化財の指定・登録・選定を受けるまで



3. 文化財保護法等における国、地方公共団体、所有者等の主な役割



文化遺産オンライン構想

<http://www.bunka.nii.ac.jp/index.do>

文化遺産オンラインとは、国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を集約することなどを目的とした、インターネット上における文化遺産のポータルサイトです。

今後も、多くの博物館・美術館・関係団体や各自治体等の協力を得ながら、有形・無形を問わず良質で多様な文化遺産に関する情報の集約をさらに進め、内容の充実を図っていくこととしています。



2 有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。また、指定制度を補完するものとして、緩やかな保護措置を講じる登録制度が設けられています。

1. 建造物

国宝・重要文化財には、平成21年4月1日現在、2,344件、4,272棟（うち国宝214件、262棟）の建造物が指定されています。これらの建造物については、現状変更を行う場合に、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管理団体が行いますが、大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木で造られており、茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁

では、防災設備の設置について必要な補助を行うことなどによりその保護を図っています。

また、近代では、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。

◆国宝・重要文化財（建造物）時代別指定・棟数

平成21年4月1日現在

種類別		件数	棟数
近世以前の分類	神社	561 (37)	1,160 (63)
	寺院	846 (154)	1,115 (160)
	城郭	53 (8)	235 (16)
	住宅	94 (12)	150 (20)
	民家	338	746
	その他	192 (3)	262 (3)
	小計	2,084 (214)	3,668 (262)
近代の分類	宗教施設	23	25
	住居施設	66	221
	学校施設	38	65
	文化施設	30	38
	官公庁舎	20	25
	商業・業務	18	23
	産業・交通・土木	60	190
	その他	5	17
小計		260	604
合計		2,344 (214)	4,272 (262)

(注) ()内は国宝で内数



国宝
青井阿蘇神社
(熊本県人吉市)



重要文化財 シャッターカメラ
旧醸造場施設(茨城県牛久市)



登録有形文化財 富岡市社会教育館講堂棟(群馬県富岡市)



登録有形文化財 若桜鉄道若桜駅機関車転車台ほか
(鳥取県八頭郡若桜町) (提供：若桜鉄道)

平成8年の文化財保護法改正によって、国指定文化財及び地方指定文化財以外の有形文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。この制度は、近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度を補完するものです。

住宅や公共建築などの建築物をはじめ、橋や堤防などの土木構造物、塀や櫓などの工作物など様々な建造物が登録され、平成20年5月には登録件数が7,000件を超えました。平成21年4月1日現在7,407件が登録され、その所在は47都道府県717市町村(区)に及んでいます。

文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国的に展開するため、公募により、昭和41年5月に定められたものです。このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗^{ときょう}拱(組物)のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。



2. 美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成21年4月1日現在、10,311件(うち国宝862件)の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修復は、所有者または管理団体(指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体、その他の法人)が行うこととされています。国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

また、平成17年4月から美術工芸品の分野にも文化財登録制度が導入され、平成21年4月1日現在、9件の登録が行われています。

◆国宝・重要文化財種別件数

平成21年4月1日現在

区分	件数
絵画	1,956 (157)
彫刻	2,628 (126)
工芸品	2,415 (252)
書跡・典籍	1,865 (223)
古文書	726 (59)
考古資料	567 (43)
歴史資料	154 (2)
計	10,311 (862)

(注) ()内は国宝で内数



国宝 島根県加茂岩倉遺跡出土銅鐃



重要文化財 木造阿弥陀如来立像

重要文化財
紙本着色梓弓図 岩佐勝以筆登録有形文化財
並河靖之七宝資料の
うち藤草花文花瓶



重要無形文化財「能シテ方」保持者 友枝昭世

◆重要無形文化財指定及び同保持者等認定件数

平成21年4月1日現在

区分	種類	件数	
		各個認定	総合認定・ 保持団体認定
芸能	雅楽	0	1
	能楽	6	1
	文楽	3	1
	歌舞伎	4	1
	組踊	2	1
	音楽	18	6
	舞踊	1	0
	演芸	2	0
	小計	36件	11件
工芸技術	陶芸	10	3
	染織	15	7
	漆芸	5	1
	金工	7	0
	木竹工	2	0
	人形	2	0
	てすきわし 手漉和紙	3	3
	小計	44件	14件
	合計	80件	25件

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体现されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体现しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者に対し特別助成金（年額200万円）を交付しているほか、保持団体、地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を助成しています。また、工芸技術の分野の各個認定保持者の「わざ」と文化財を守る技術について、作品や関係資料等を公開する展覧会を開催し、こうした技を守り伝えていくことへの理解の促進を図っています。さらに、独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場等）においては、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成のための研修事業等を行っています。



重要無形文化財「木版摺更紗」保持者 鈴田滋人

4 民俗文化財

民俗文化財には、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用施設や防災施設など保存・活用のために必要な施設の設置等の事業に対して補助を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して補助を行っています。また、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財の調査事業や無形の民俗文化財の周知事業、伝承教室・講習会・発表会の開催などの事業、映像記録の作成などの活用事業に対して補助しています。

このほか、国際民俗芸能フェスティバルを開催し、我が国の民俗芸能への理解を深めるとともに、民俗文化財の保存・伝承、文化の国際交流を図っています。

また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」として登録しています。重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作成したり、地方公共団体が行う記録作成事業に対し補助を行っています。



重要有形民俗文化財 「三宅八幡神社奉納子育て祈願絵馬」
(三宅八幡神社)



重要無形民俗文化財 「三朝のジンショ」
(鳥取県東伯郡三朝町)

◆重要有形民俗文化財指定件数 平成21年4月1日現在

種 類	件 数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの	87
交通、運輸、通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	37
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	207

◆重要無形民俗文化財指定件数 平成21年4月1日現在

種 類	件 数
風俗慣習	103
民俗芸能	151
民俗技術	10
合 計	264



史跡 吉胡貝塚(愛知県田原市)

◆史跡の種類別指定件数

平成21年4月1日現在

分類	件数
貝塚・古墳等	656 (14)
都城跡等	351 (19)
社寺跡等	269 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	24 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	169 (2)
墳墓・碑等	76 (3)
旧宅・園池等	82 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	7
合計	1,640 (61)

(注) ()内は特別史跡で内数

◆名勝の種類別指定件数

平成21年4月1日現在

分類	件数
庭園	194 (23)
公園	7
橋梁	2
花樹	13
松原	6 (1)
岩石・洞穴	14
峡谷・溪流	34 (5)
瀑布	9
湖沼	2 (1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	31
島嶼	8 (2)
砂嘴	1 (1)
山岳	15 (2)
丘陵・高原・平原	2
河川	1
展望地点	10
合計	351 (35)

(注) ()内は特別史跡で内数

◆天然記念物の種類別指定件数

平成21年4月1日現在

分類	件数
動物	192 (21)
植物	539 (30)
地質鉱物	226 (20)
天然保護区域	23 (4)
合計	980 (75)

(注) ()内は特別天然記念物で内数



名勝 旧島津氏玉里邸庭園(鹿児島県鹿児島市)



天然記念物 万之瀬川河口域のハマボウ群落及び干潟生物群落(鹿児島県南さつま市)

記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。また、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保存・活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。

また、開発等により保護の必要が高まっている近代の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を図る「登録記念物」の制度が導入され、平成21年4月1日現在44件が登録されています。

6 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地である文化的景観は、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものです。国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、必要な保護の措置が講じられている文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観に選定することができるかとされています。

国は、当該文化的景観の歴史的変遷・自然的環境及び生活・生業等の調査事業、測量・図化を含め重要文化的景観選定の申出に必要な保存計画策定事業、重要文化的景観に選定されたものについて復旧修理・修景や防災工事・説明板の設置等を行う整備事業、地域住民等が参加する勉強会や公開講座・ワークショップの開催等にかかる普及・啓発事業に対して、地方公共団体が行う事業の経費の一部を補助しています。

平成21年4月1日現在、第1号の「近江八幡の水郷」をはじめ全国で15件の重要文化的景観が選定されています。また、「宇治の文化的景観」は都市に関連する重要文化的景観として初めて選定されました。



重要文化的景観 宇治の文化的景観(京都府宇治市)



重要文化的景観 四万十川流域の文化的景観
下流域の生業と流通・往来(高知県四万十市)



重要文化的景観 四万十川流域の文化的景観
中流域の農山村と流通・往来(高知県四万十町)

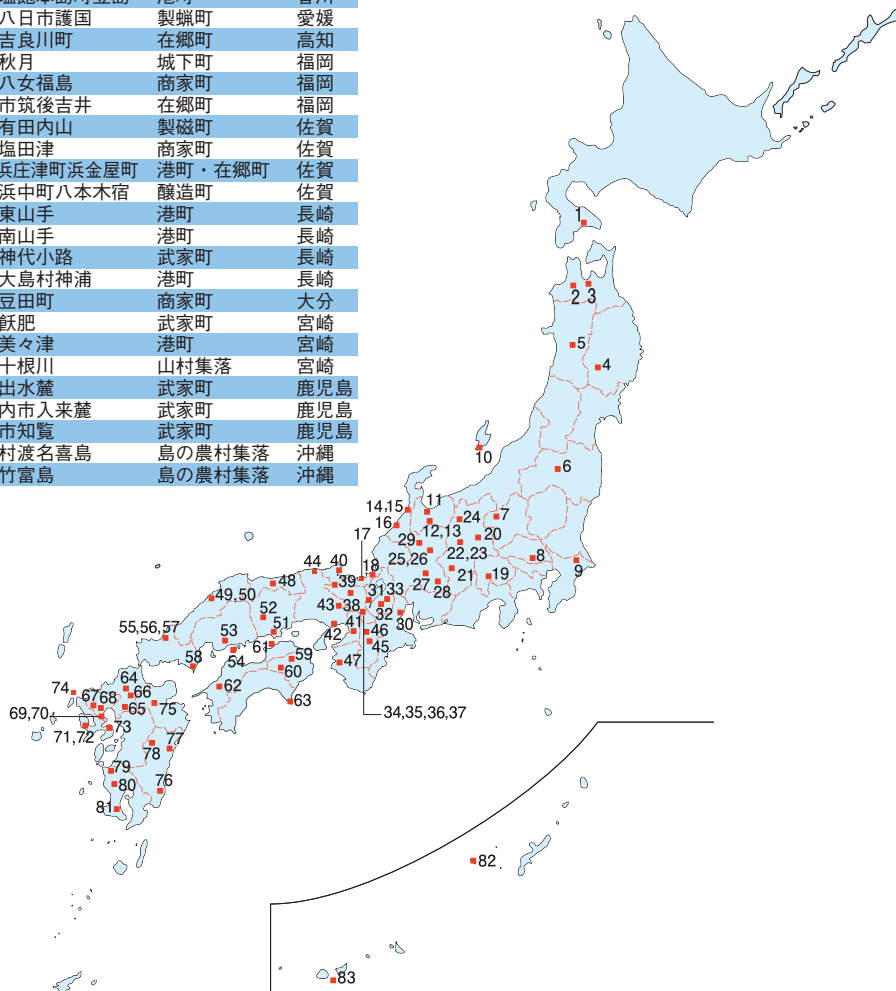
◆重要文化的景観一覧

平成21年4月1日現在

名称	所在	選定年月日
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	平成18年1月26日
一関本寺の農村景観	岩手県一関市	平成18年7月28日
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町	平成19年7月26日
遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	平成19年7月26日
遠野 荒川高原牧場	岩手県遠野市	平成20年3月28日
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	平成20年3月28日
小鹿田焼の里	大分県日田市	平成20年3月28日
蕨野の棚田	佐賀県唐津市	平成20年7月28日
通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	平成20年7月28日
宇治の文化的景観	京都府宇治市	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梼原町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町	平成21年2月12日
四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	平成21年2月12日

◆重要伝統的建造物群保存地区一覧

1 函館市元町末広町	港町	北海道	54 呉市豊町御手洗	港町	広島
2 弘前市仲町	武家町	青森	55 萩市堀内地区	武家町	山口
3 黒石市中町	商家町	青森	56 萩市平安古地区	武家町	山口
4 金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手	57 萩市浜崎	港町	山口
5 仙北市角館	武家町	秋田	58 柳井市古市金屋	商家町	山口
6 下郷町大内宿	宿場町	福島	59 美馬市脇町南町	商家町	徳島
7 六合村赤岩	山村・養蚕集落	群馬	60 三好市東祖谷山村落合	山村集落	徳島
8 川越市川越	商家町	埼玉	61 丸亀市塩飽本島町笠島	港町	香川
9 香取市佐原	商家町	千葉	62 内子町八日市護国	製蠟町	愛媛
10 佐渡市宿根木	港町	新潟	63 室戸市吉良川町	在郷町	高知
11 高岡市山町筋	商家町	富山	64 朝倉市秋月	城下町	福岡
12 南砺市相倉	山村集落	富山	65 八女市八女福島	商家町	福岡
13 南砺市菅沼	山村集落	富山	66 うきは市筑後吉井	在郷町	福岡
14 金沢市東山ひがし	茶屋町	石川	67 有田町有田内山	製磁町	佐賀
15 金沢市主計町	茶屋町	石川	68 嬉野市塩田津	商家町	佐賀
16 加賀市加賀橋立	船主集落	石川	69 鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	佐賀
17 小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	福井	70 鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	佐賀
18 若狭町熊川宿	宿場町	福井	71 長崎市東山手	港町	長崎
19 早川町赤沢	山村・講中宿	山梨	72 長崎市南山手	港町	長崎
20 東御市海野宿	宿場・養蚕町	長野	73 雲仙市神代小路	武家町	長崎
21 南木曾町妻籠宿	宿場町	長野	74 平戸市大島村神浦	港町	長崎
22 塩尻市奈良井	宿場町	長野	75 日田市豆町	商家町	大分
23 塩尻市木曾平沢	漆工町	長野	76 日南市飢肥	武家町	宮崎
24 白馬村青鬼	山村集落	長野	77 日向市美々津	港町	宮崎
25 高山市三町	商家町	岐阜	78 椎葉村十根川	山村集落	宮崎
26 高山市下二之町大新町	商家町	岐阜	79 出水市出水麓	武家町	鹿児島
27 美濃市美濃町	商家町	岐阜	80 薩摩川内市入来麓	武家町	鹿児島
28 恵那市岩村町本通り	商家町	岐阜	81 南九州市知覧	武家町	鹿児島
29 白川村荻町	山村集落	岐阜	82 渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	沖縄
30 亀山市関宿	宿場町	三重	83 竹富町竹富島	島の農村集落	沖縄
31 大津市坂本	里坊群・門前町	滋賀			
32 近江八幡市八幡	商家町	滋賀			
33 東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀			
34 京都市上賀茂	社家町	京都			
35 京都市産寧坂	門前町	京都			
36 京都市祇園新橋	茶屋町	京都			
37 京都市嵯峨鳥居本	門前町	京都			
38 南丹市美山町北	山村集落	京都			
39 与謝野町加悦	製織町	京都			
40 伊根町伊根浦	漁村	京都			
41 富田林市富田林	寺内町・在郷町	大阪			
42 神戸市北野町山本通	港町	兵庫			
43 篠山市篠山	城下町	兵庫			
44 豊岡市出石	城下町	兵庫			
45 宇陀市松山	商家町	奈良			
46 橿原市今井町	寺内町・在郷町	奈良			
47 湯浅町湯浅	醸造町	和歌山			
48 倉吉市吹玉川	商家町	鳥取			
49 大田市大森銀山	鉱山町	島根			
50 大田市温泉津	港町・温泉町	島根			
51 倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山			
52 高梁市吹屋	鉱山町	岡山			
53 竹原市竹原地区	製塩町	広島			



昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は市町村からの申出を受けて、わが国にとって価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

選定による新たな規制は生じません。選定により

価値を認めることで、文化庁や都道府県教育委員会は、市町村の保存の取組に対して指導・助言ができるようになります。また、市町村が行う修理修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対して財政的援助を行うほか、税制優遇措置を設けるなどして市町村を支援しています。

平成21年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、71市町村で83地区(合計面積約3,190.2ha)あり、約15,300件の建造物が保存すべき伝統的建造物として特定されています。

8 文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によって設けられた制度で、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。また、選定保存技術関連シンポジウムを行い、広く一般の方々に広報・普及を行っています。こうした活動をとおして文化財の修理等を行う技術者及び技能者の確保を図っています。



選定保存技術
「結髪(沖縄伝統芸能)」
保持者 古波藏佐紀
(雅号：小波則夫)

9 埋蔵文化財

我が国では現在約46万ヶ所の遺跡が知られています。遺跡は先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、文字の記録だけでは知ることのできない歴史と文化を生き生きと物語る、国民共有の歴史的財産です。

このような貴重な埋蔵文化財を保護するために、遺跡の発掘調査を行う場合や、埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合には、届け出等が必要です。また、開発事業により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合、開発事業者を経費負担の協力を求めて、記録保存の発掘調査を実施します。ただし、個人の住宅建設など、経費負担を求めることが適当でない場合には、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしています。

また、発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなきを除き、発見者は警察署長へ差し出さなければなりません。警察署長は、差し出さ

れた物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認定されたもので所有者が判明しないものについては、原則として、都道府県に帰属します。



八尾南遺跡発掘調査風景(大阪府八尾市) 提供：(財)大阪府文化財センター

文化財は、それが置かれた環境と人々の営みとが関わりながら価値が成り立っており、同じ様な状況に置かれた文化財同士はお互いに関連性を持っています。また、文化財をみんなで残していくためには、その価値をわかりやすく伝えることが必要です。

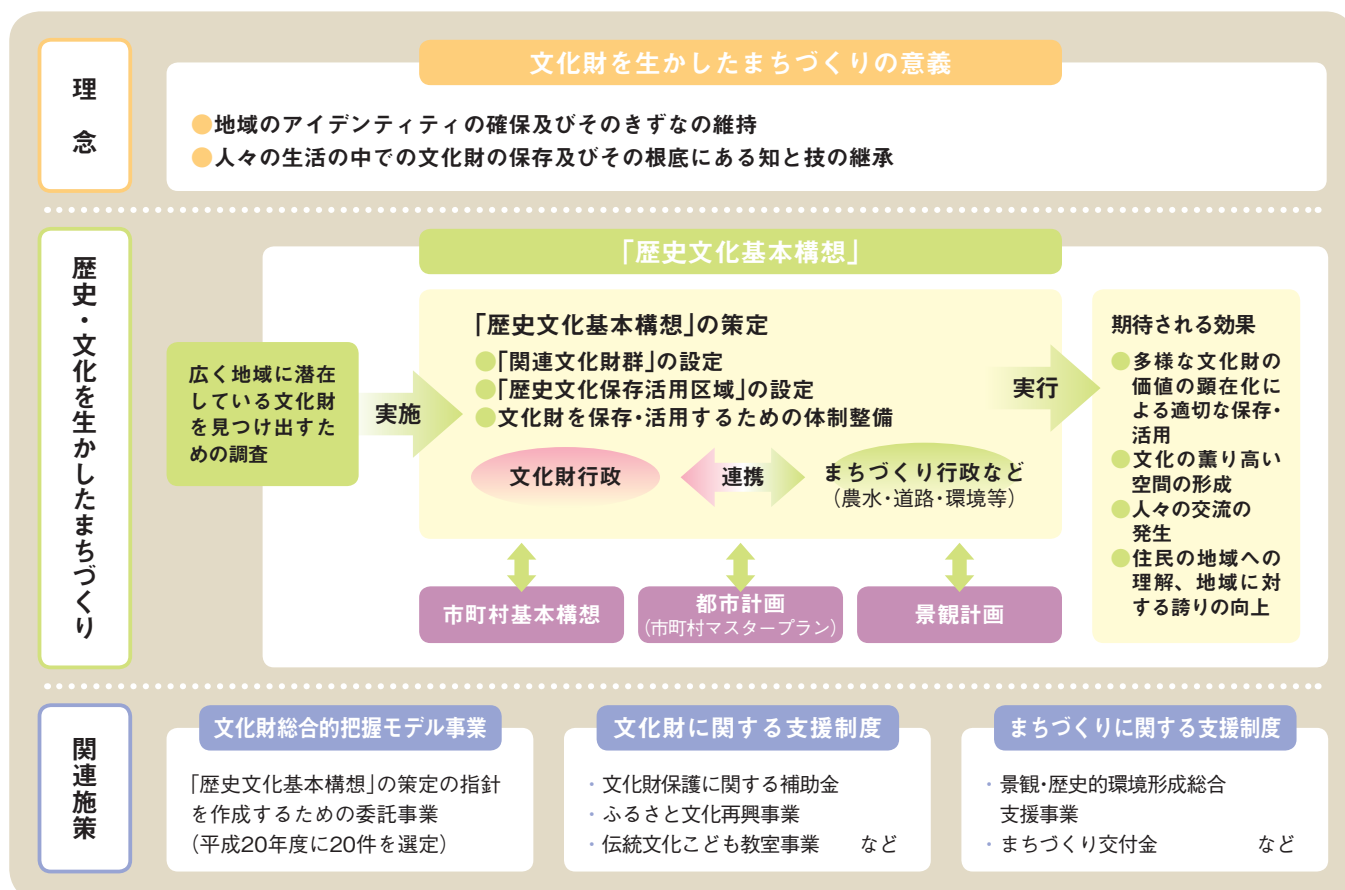
そのため、個々の文化財をきちんと保護することに加えて、一定のテーマを設定して複数の文化財をその周辺環境まで含め、総合的に保存・活用していくこと（文化財の総合的な把握）が必要となります。

具体的には、地域の文化財をその周辺も含めて保存・活用していくための基本的な構想（歴史文化基本構想）を作り、文化財を中心に、地域全体を歴史・文化の空間としてとらえ、いろいろな取組を合わせて行うことで、魅力的な地域づくりを行うことができます。

「歴史文化基本構想」を作る際に、各市町村において、文化財の担当とまちづくりの担当が協力することはもちろんのこと、地域住民やNPO法人、企業等とも協力することで、文化財の保存・活用についても、地域住民にとっても望ましい一貫した取組が行われることが期待されます。

その取組の一つとして、平成20年に公布された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは、歴史上価値の高い建造物と地域の歴史や伝統に根ざした人々の活動が一体となって形づくっている良好な環境を維持、向上させるための市町村の計画を国が認定するもので、国より重点的な支援を受けることができます。

◆市町村における歴史・文化を生かしたまちづくり



II 世界遺産



世界文化遺産 白川郷・五箇山の合掌造り集落
(岐阜県白川村、富山県南砺市)



世界文化遺産 姫路城(兵庫県姫路市)

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成21年4月現在186か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。

日本では既に文化遺産11件、自然遺産3件の合計14件が世界遺産に記載されています。

◆世界遺産一覧表に記載されているもの 平成21年4月1日現在

文化遺産	法隆寺地域の仏教建造物	自然遺産	屋久島
	姫路城		白神山地
	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)		知床
	白川郷・五箇山の合掌造り集落		
	原爆ドーム		
	厳島神社		
	古都奈良の文化財		
	日光の社寺		
	琉球王国のグスク及び関連遺産群		
	紀伊山地の霊場と参詣道		
	石見銀山遺跡とその文化的景観		

12 無形文化遺産の保護

無形文化遺産の保護に関する条約

平成15年10月、ユネスコ総会で、国内の無形文化遺産の目録作成をはじめとする無形文化遺産保護措置等について定めた「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、平成18年4月に発効しました。

本条約への対応を図るため、文化審議会文化財分科会に「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」を設置し、調査・審議を行った結果、
・「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」に指定・選定された文化財の一覧を、我が国の無形文化遺産の目録とする。

・「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」には、日本の文化的多様性を示すため、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」のそれぞれから、文化財の特徴等に基づき設定した区分ごとに、指定の時期が早いものから順に選定する。

・当面、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」には、我が国から提案を行わない。
こととなりました。

そして、平成20年9月末に我が国の「目録」及び「代表一覧表」への第1回の記載候補14件をユネスコに提出しました。



「チャッキラコ」（第1回記載候補より）



「甑島のトシドン」（第1回記載候補より）

なお、条約の発効前に、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されていた90件（「能楽」、

「人形浄瑠璃文楽」及び「歌舞伎」を含む）は、平成20年11月に「代表一覧表」に統合されました。



新しい時代に対応した 著作権施策の展開

1. 法制度の整備

文化審議会著作権分科会では、平成17年1月に「著作権法に関する今後の検討課題」として整理した課題を中心に、内閣に置かれた知的財産戦略本部より提言された課題などを適宜加えつつ、検討を進めています。

平成20年度の文化審議会著作権分科会では、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2008」や諸方面からの要請を踏まえ、①デジタルコンテンツ流通促進法制について、②私的録音録画補償金制度の見直し、③著作権等の保護期間と著作物等の利用の円滑化、④海賊版の拡大防止のための措置、⑤障害者福祉等

に関する権利制限、⑥検索エンジン等に係る課題等について検討を行い、平成21年1月に「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめました。

この中で法的措置を構すべきとされた課題については、現在、法制化に取り組んでいます。

今年度の文化審議会著作権分科会においては、本年1月の報告書において引き続き検討を行うこととされた課題や権利制限の一般規定などの知的財産戦略本部において提言された課題について検討を行っています。

2. 円滑な流通の促進

著作物等の円滑な流通を促進するため、著作物の流通環境の整備、著作権契約システムの構築、著作物を活用したビジネスの振興に資する支援等を行っています。

具体的には、①著作権等管理事業法の的確な運用、②契約の在り方に関する調査研究、③著作者が自分の著作物を他人に使ってもらっても良いと考える場合にその意思表示をするための「自由利用マーク」の

普及を行うとともに、インターネット上で公開される著作物等について、その特性を踏まえ、新たな意思表示方法の調査研究等を行っています。

自由利用マーク

※自由利用マークについて、詳しくは文化庁ホームページをご参照ください。

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html>



コピー OK

障害者 OK

学校教育 OK

3. 国際的課題への対応

1. アジア地域等における海賊版対策

アジア諸国等において、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版が大量に流通しており、放置することのできない深刻な問題となっています。そのため、文化庁では、海賊版対策について①二国間協議等の場を通じた侵害発生源・地域への取締強化の要請、②日米欧が共通して問題視するアジア諸国から著作権行政担当者を日本に招へいしたセミナーの開催、③権利者向けの著作権侵害対策ハンドブック作成及びセミナーの開催による、我が国の企業の諸外国における権利行使の支援、④官民合

同ミッションの派遣など官民連携の強化等の施策を積極的に講じています。

2. 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在WIPO（世界知的所有権機関）では視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は積極的に参画しています。また、EPA（経済連携協定）交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働きかけています。

4. 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識は、広く多くの人々にとって不可欠なものとなっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。こうした状況に適切に対応するため、文化庁では、平成14年度から著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を展開しています。児童生徒が楽しく学べる学習ソフトや著作権Q&Aデータベースの開発・公開、様々なニーズに応じた著作権講習会の開催（国民一般向け、教職員向けなど）、著作権教育研究協力校による指導方法などの研究、「はじめて学ぶ著作権」教材開発（※開発した教材等は、文化庁ホームページ

（<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>）に掲載しています。）などを行っています。



小学生用学習ソフト(改訂版)文化庁ホームページ
（<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/index.html>）掲載



国語に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語に関する問題は、従来国語審議会が中心となって検討・改善を図ってきました。具体的には、表記に関して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。

平成13年に国語審議会を改組し、設置された文化審議会国語分科会では、平成17年3月の文部科学大臣諮問①「敬語に関する具体的な指針の作成について」②「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」を受け、検討を続けてきました。①については、平成19年2月2日「敬語の指針」を答申しました。②

については、平成21年1月に「新常用漢字表(仮称)に関する試案」が了承されたところであり、平成22年春の答申を目指して、引き続き審議をしています。

また、「言葉」について考える体験事業の実施など、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講じています。

このほか、独立行政法人国立国語研究所においては、誤解の多い「病院の言葉」について分かりやすく言い換えたり、説明したりする方法の検討など、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査・研究を行っています。

◆国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申等と実施状況

①内閣告示・訓令にかかわるもの

国語審議会					
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	現在の内閣告示・訓令
1 国語ノ統制ニ関スル件 2 漢字ノ調査ニ関スル件 3 仮名遣ノ改定ニ関スル件 4 文体ノ改善ニ関スル件 (昭10.3)	当用漢字表(昭21.11) → 当用漢字音訓表(昭22.9) → 当用漢字字体表(昭23.6) → 現代かなづかい(昭21.9) →	当用漢字表(昭21.11) → 当用漢字音訓表(昭23.2) → 当用漢字字体表(昭24.4) → 現代かなづかい(昭21.11) →	国語施策の改善の 具体策について (昭41.6)	常用漢字表(昭56.3) → 現代仮名遣い(昭61.3) → 外来語の表記(平3.2) →	常用漢字表(昭56.10) 現代仮名遣い(昭61.7) 外来語の表記(平3.6)
	答申 「送りがなの付け方」について(昭33.11) →	送りがなの付け方(昭34.7) →		改定送り仮名の付け方(昭47.6) →	送り仮名の付け方(昭48.6)

②内閣告示・訓令にかかわらないもの

国語審議会	
諮問	答申
新しい時代に 国語施策の在り方について (平5.11)	現代社会における敬意表現(平12.12) 表外漢字字体表(平12.12) 国際社会に対応する日本語の在り方 (平12.12)

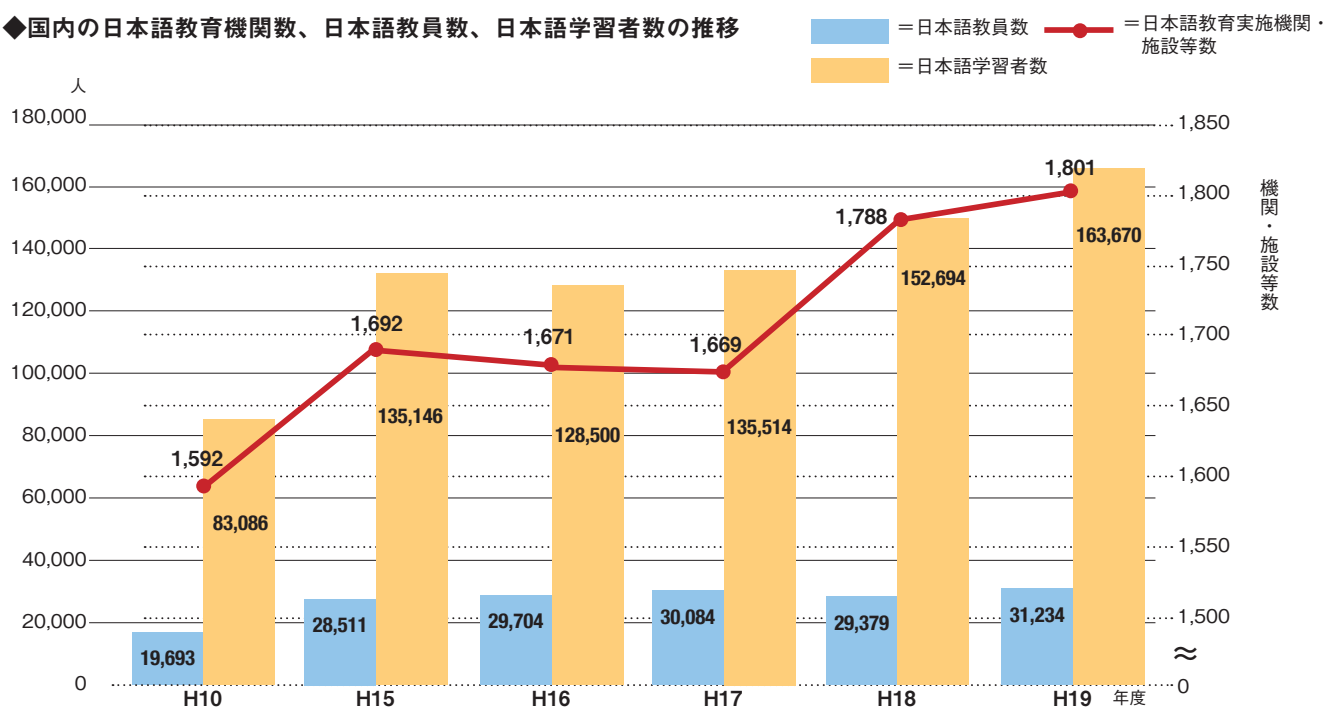
文化審議会国語分科会	
諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に求められる 国語力について(平14.2)	これからの時代に求められる 国語力について(平16.2)
敬語に関する具体的な指針 の作成について(平17.3)	敬語の指針(平19.2)
情報化時代に対応する漢字政策 の在り方について(平17.3)	(審議中)

国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため、文化庁では、次のような施策を講じています。

また、文化審議会国語分科会において、外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを踏まえた日本語教育の在り方について検討しています。

区 分	概 要
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送れるようにするために、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の設置運営や日本語指導者養成、ボランティアの実践的研修、等を行う。
生活日本語の能力等の評価に関する調査研究	文化審議会国語分科会で検討を行っている「生活者としての外国人」のための日本語教育の「標準的内容」に準拠した日本語能力等の評価を適切に行うため、評価方法、評価基準等の調査研究を行う。
難民救援のための日本語教育事業	我が国に定住を希望する条約難民に対し、通所式施設において日本語教育を実施、さらに、すでに退所したインドシナ難民及び条約難民に対するフォローアップ(日本語ボランティア団体等への支援、日本語教育相談等)を行う。
中国帰国者に対する日本語教育	中国からの帰国者に対して、日本語教材、指導参考書等の作成・配布等を通じて日本語学習支援を行っている。
日本語教育の指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応し、指導内容・方法の充実を図るため、日本語教育の実態調査や日本語教育研究協議会等を実施している。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移





国際文化交流を通じた 日本文化の発信と 国際協力への取組

1 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、文化芸術の国際交流の推進及び海外の文化遺産保護への協

力にかかる多様な施策を展開し、国際文化交流・協力事業の推進を図っています。

1. 人物交流

文化庁では、外国の文化行政担当の高官、博物館・美術館・芸術劇場等の責任者など、ハイレベルの文化人を招へいし、我が国関係者との協議、講演等を実施しています。

また、美術・音楽等文化芸術の各分野において、我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を提供しています。

文化財分野においては、日本古美術・文化財建造物等における管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施しています。

◆人物交流の事業

ハイレベル文化人専門家の招へい

- ・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業

人材育成のための芸術家派遣

- ・新進芸術家海外研修制度

文化財専門家の派遣・招へい

- ・在外日本の古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業
- ・アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業
- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
- ・文化遺産国際協力センターにおける国際協力事業(※)

※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

2. 公演等による交流

国際芸術文化交流を推進するため、特に国際交流年に設定された国々との交流に関して、二国間交流事業(我が国芸術団体の海外派遣公演、当該国の芸術団体の招へい公演)を支援しています。(国際交流年については、P.55参照)

また、国際交流年の設定の有無に関わらず、優れた芸術の国際交流推進のため、我が国芸術団体の海外公演の実施や海外フェスティバルへの参加を支援するとともに、日本国内で行われる海外の芸術団体との共同制作公演・国際フェスティバルの実施を支援し



平成20年度
国際芸術交流支援事業
ラ・フォル・ジュルネ
金沢「熱狂の日」
音楽祭2008

ています。

なお、メディア芸術分野においては、優れたメディア芸術作品や映画作品を世界に向けて紹介するため、海外で開催されるメディア芸術祭や映画祭等への出品等に係る経費を支援するとともに、世界各国の国際映画祭への参加に伴う経費に対し、助成を行っています。

◆公演等の事業

芸術団体等の海外公演・招へい公演等

- ・優れた芸術の国際交流

メディア芸術に関する国際交流

- ・メディア芸術祭海外展
- ・アジアにおける日本映画特集上映事業
- ・海外映画祭への出品等支援
- ・映画に関する国際交流(※)

※独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

メディア芸術に関する国際交流の詳細については、p.58 参照。

3. 多様な手段による交流

日本の魅力を世界に発信するため、文化に携わる我が国の専門家を文化交流使として派遣するなど諸外国との連携協力を強化し、また世界の芸術家・文化人を招へいした国際文化フォーラムの開催や、地

域の文化団体や高校生の文化活動による国際交流の推進、現代日本文学の翻訳・普及事業、文化財海外交流展など、多様な手段により国際文化交流を推進しています。

◆多様な手段による交流事業

取組内容	概要
文化庁文化交流使事業	詳細についてはP.57を参照
国際文化フォーラム事業	詳細についてはP.56を参照
現代日本文学の翻訳・普及事業	詳細についてはP.60を参照
海外展・交流展の開催	詳細についてはP.62を参照
高校生国際文化交流事業	次世代の国際文化交流を担う高校生の文化活動を対象に、海外において同じ分野の文化芸術に携わる高校生が一堂に会し、互いの作品や制作等にかかる意見交換や作品の共同制作を試みるワークショップ等を行う。
日本文化の総合発信推進事業	日本の文化芸術団体等の活動を調査し、これらの情報についてインターネット等を用いて英語で海外に提供するよう整備する。
文化芸術分野における海外との共同創作活動を通じた国際交流の推進	メディア芸術分野等において、我が国の芸術家・文化人と諸外国の芸術家・文化人との間で共同制作及びその企画・立案に向けた会合や人材交流事業を中長期的な観点から行うことで、我が国のコンテンツ発信の推進やコンテンツ関連人材の育成を図る。
文化遺産オンライン構想等の推進	全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする我が国の多様な文化遺産に関する情報を集約化して発信するため、博物館・美術館等におけるデジタル・アーカイブ化を促すとともに、インターネット上における文化遺産情報のポータルサイト「文化遺産オンライン」のさらなる充実を図る。(詳細についてはP.35を参照) 文化遺産オンラインのURL http://bunka.nii.ac.jp/index.do



平成20年度高校生国際文化交流事業(日本音楽分野・韓国派遣)の様子

4. 文化遺産保存修復の協力

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このような考えのもと、文化庁では、以下のような事業を実施しています。
〈詳細についてはP.60～62を参照〉



アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業集団研修の様子

◆文化遺産保存修復の協力事業

取組内容	概要
国際社会からの要請等に基づく国際協力 - 文化遺産保護国際貢献事業 - 西アジア文化遺産保護緊急協力（※） ※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施	海外における有形・無形の文化遺産保護協力として、各国からの要請等に応じ、現地調査や保存・修復支援のための派遣、研修のための招へいを行う。また、効率的・効果的な文化遺産国際協力を実施するための文化遺産国際協力コンソーシアム運営支援を行う。
海外文化財保存修復専門家の研修等 アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業	アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良県、奈良市、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、アジア太平洋地域の文化財関係者を対象に研修等を実施する。
国際機関との連携推進 国際文化財保護協力機関連携推進事業	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）と連携協力し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁職員等を派遣する。
文化財不法輸出入の防止	詳細についてはP.62を参照
世界遺産の保護推進 - 世界遺産保護推進費 - 世界遺産普及活用事業	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画する。また、世界遺産に関する最新の情報を発信し、広く文化財に対する理解の増進を図る。
独立行政法人国立文化財機構における文化遺産保護国際協力事業（※） ※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施	独立行政法人国立文化財機構において、世界の文化遺産の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の要請などの国際協力を実施する。また、各国の文化遺産保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。

5. 外国人等に対する日本語教育

〈詳細についてはP.51を参照〉

6. 著作権分野での協力

国際機関と協力して、アジア地域著作権制度普及促進事業など、途上国の著作権制度整備支援を目的とした各種セミナー、シンポジウム、研修や専門家派遣等を実施しています。

◆著作権分野での協力事業

海外における著作権制度整備支援

- アジア地域著作権制度普及促進事業

2 国際文化交流の総合的な推進

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められています。また、21世紀の国際社会では、文化の魅力によって世界の国々を引きつけることのできる「文化力」が重要になってきています。特に、海外でも評価の高い我が国のアニメ、マンガ、映画等メディア芸術

をはじめ、我が国の文化の幅広い海外への情報発信が求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進などを通じて、文化立国の実現に向けて施策の充実に取り組んでいます。

1. 文化発信戦略に関する懇談会

文化庁では、伝統文化から現代文化まで、多様な日本文化を世界に伝え、日本に対する理解を深めていくため、平成19年12月に「文化発信戦略に関する懇談会」を設置し、日本文化の戦略的な発信について検討を行ってきました。10回にわたる議論を踏まえ、平成21年3月に報告「日本文化への理解と関心を高めるための文化発信の取組について」がとりまと

められました。本報告においては、メディア芸術分野における国際的地位の確立などの6項目について、特にすみやかに取り組むべきことが提言されました。今後は、本報告を踏まえ、関係省庁・機関と連携協力しながら、文化発信のための施策を推進します。

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/bunkahasshin/index.html>

2. 2009年・2010年における「国際交流年」

文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2009年及び2010年の主な「国際交流年」は次のとおりです。

文化庁では、これらの「国際交流年」を多様な日本文化を海外に向けて総合的に紹介したり、海外の文化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

◆国際交流年一覧

2009年

日・メコン交流年2009	2009年1月～12月
日本ドナウ交流年2009	2009年1月～12月

2010年

日墨交流400周年 (2010年～日本からメキシコへ～)	2010年1月～12月
2010年トルコにおける日本年 (日トルコ友好120周年)	2010年1月～12月

3. 第6回国際文化フォーラム

【実施期間：平成20年10月11日～平成20年11月30日】

国際文化フォーラムは、国際的な内外の芸術家、文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向について語り合うことを目的として、平成15年度から始めた事業です。第6回となる平成20年度の国際文化フォーラムは、東京での開会基調講演や座談会の後、文化庁等が推進中の「関西元気文化圏」の中心事業として関西で開催しました。各地で展開された討論・座談会を通じて、世界に向け文化の意義や影響力について、メッセージを力強く発信しました。

国際文化フォーラムウェブサイト：

<http://www.bunka.go.jp/culturalforum/>



第6回国際文化フォーラム座談会Ⅰ（東京都江東区）

◆平成20年度第6回国際文化フォーラム

※役職は当時

開催日	行事名	開催場所	参加者
10/11 (土)	開会基調講演「音楽という出会い」 パフォーマンス「日伯交流年記念演奏」 座談会Ⅰ「現代日本の音楽と文化」	東京国際交流館 プラザ平成 国際交流会議場 (東京都江東区)	開会基調講演：マイク・モラスキー（米国ミネソタ大学教授）、 座談会Ⅰ：青木 保（文化庁長官）、マイク・モラスキー、角田 健一（角田健一ビッグバンドリーダー）、本名 徹次（オーケス トラ・ニッポニカ音楽監督）、宮田 まゆみ（笙演奏家）
11/9 (日)	座談会Ⅱ 「古典に生きる」	宇治市 文化センター (京都府)	芳賀 徹（京都造形芸術大学名誉学長）、ロイヤル・タイラー（元 オーストラリア国立大学教授）、張 龍妹（北京外国語大学日本 学研究センター教授）、カイ・ニエミネン（翻訳家・詩人）、龍 谷 壽（同志社女子大学特任教授）、山本淳子（京都学園大学教授）
11/30 (土)	座談会Ⅲ 「奈良とシルクロード」	興福寺会館 (奈良県)	山内 昌之（東京大学大学院教授）、ソルマズ・ウナイドウン（前 駐日トルコ共和国特命全権大使）、王 勇（浙江工商大学日本文 化研究所所長）、キム・ホドン（ソウル大学教授）

4. 文化庁文化交流使事業

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動の展開を目的とした事業です。

「文化交流使」の活動には、日本在住の芸術家や文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講義、ワークショップや実演等を行う「海外派遣型」、海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家や文化人が、講演、講義、ワークショップや実演等を行う「現地滞在者型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演を行う芸術団体が、現地の学校等で実演会、演奏会等のアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の3つの類型があります。

平成20年度は、「海外派遣型」文化交流使として8

名、「現地滞在者型」文化交流使として2名、「短期指名型」文化交流使として5組が活動しました。

また、第6回文化庁文化交流使活動報告会を平成21年3月3日に国立西洋美術館講堂（東京）で開催し、平成20年度に海外で活動をした交流使による活動報告や、落語家の桂かい枝氏による実演が行われました。



小林千寿(囲碁棋士)による指導(パリ)

◆平成20年度 文化庁文化交流使一覧

種類	氏名	プロフィール	派遣国
海外派遣型 (8名)	島田 雅彦	作家	米国、韓国
	千 宗屋※	茶道家	米国、フランス、イタリア、英国、ドイツ、メキシコ、ベルギー
	梅若 猶彦	能楽師(シテ方)、静岡文化芸術大学教授	フィリピン
	小林 千寿	囲碁棋士	フランス、オーストリア、ドイツ、スイス、英国
	中川 衛	重要無形文化財「彫金」(各個認定)保持者	米国
	常磐津 文字兵衛	常磐津三味線奏者、作曲家	韓国
	福田 千栄子	地歌箏曲演奏家	フィリピン、インドネシア、マレーシア
	須田 賢司※	木工芸作家	ニュージーランド
種類	氏名	プロフィール	在住国
現地滞在者型 (2名)	上野 宏秀山※	尺八奏者	シンガポール
	ブーイ 文子※	茶道家	タイ、カンボジア、ラオス
種類	団体名	分野	活動国
短期指名型 (5名)	財団法人日本伝統文化振興財団 (山本東次郎家狂言公演)	狂言	インドネシア
	舞踊集団菊の会	舞踊(邦舞)	ブラジル
	太神楽曲芸協会	太神楽曲芸	カンボジア
	鬼太鼓座	和太鼓	ブラジル
	大歌舞伎「NINAGAWA十二夜」 ロンドン公演実行委員会	歌舞伎	英国

派遣順
※は次年度も引き続き活動

3 芸術文化における国際交流・協力の推進

1. メディア芸術祭海外展

日本のメディア芸術作品は、海外で高い人気があり、海外の人々に日本を知っていただく重要なきっかけにもなっています。文化庁では、より深く、日本のメディア芸術を知っていただくため、「メディア芸術祭海外展」を実施しており、平成20年11月～12月には、アジアにおける重要な文化発信拠点であるシンガポールで開催しました。

シンガポール展では、今の日本を代表するメディア芸術作品と同時に、「鳥獣人物戯画絵巻」やからくり人形等の現代メディア芸術の源流となるような作品も併せて紹介し、^{いにしよ}古から現代に至る日本文化への理解を深める構成としました。



シンガポール展の様子①



シンガポール展の様子②

2. アジアにおける日本映画特集上映事業

文化庁では、日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、アジア諸国での上映機会を増加し、日本文化への理解や親しみの深化と我が国の映画芸術の発展を図っています。平成20

年度は、韓国(17作品)及びインド(7作品)での上映を行いました。会期中は、映画上映のほか、シンポジウム等も実施し、多くの観客が来場しました。



韓国上映ポスター



インド上映ポスター



韓国上映の様子

3. 海外映画祭への出品等支援



文化庁では、「日本映画・映像振興プラン」（P. 20～21 参照）に基づき、日本映画の発展と我が国文化の発信を図ることを目的として、海外映画祭出品等支援事業を実施しています。この事業により、数

多くの我が国の優れた日本映画が海外映画祭へ出品されるとともに、映画製作者等の参加の機会が拡大しています。

◆文化庁支援による国際映画祭での主な受賞作品

15年度

映画祭名	作品名	監督名	受賞名
ベネチア	座頭市	北野 武	銀獅子賞
ベルリン	バーバー吉野	荻上直子	青少年部門 Special Mention
モスクワ	ふくろう	新藤兼人	功労賞、最優秀女優賞
ウラジオストック	ホーム・スイートホーム2	栗山富夫	最優秀男優賞
ロカルノ	女理髪師の恋	小林政弘	特別大賞
ロッテルダム	PEEP "TV" SHOW	土屋 豊	国際批評家連盟賞

16年度

カンヌ	誰も知らない	是枝裕和	主演男優賞
モントリオール	風音	東 陽一	イノベーション賞
ロカルノ	トニー滝谷	市川 準	審査員特別賞他
トリノ	犬猫	井口奈巳	審査員特別賞他

17年度

カンヌ	運命じゃない人	内田けんじ	仏作家協会賞他
ケララ	火火	高橋伴明	審査員特別賞他
トリノ	美式天然	坪川拓史	グランプリ
モントリオール	いつか読書する日	緒方 明	審査員特別賞
上海	村の写真集	三原光尋	金爵賞
プサン	紀子の食卓	園 子温	観客賞他

18年度

カンヌ	アイロン	仲野裕之	ヤング批評家賞
ベルリン	無花果の顔	桃井かおり	NETPAC 賞
ロッテルダム	14歳	広末哲万	NETPAC 賞
ミンスク	人生ごっこ!?	林 弘樹	審査員特別賞
シッチェス・カタルニヤ	時をかける少女	細田 守	最優秀アニメーション賞

19年度

カンヌ	殯の森	河瀬直美	グランプリ
ロカルノ	愛の予感	小林政弘	金豹賞他

20年度

カンヌ	トウキョウソナタ	黒沢 清	「ある視点」部門 審査員賞
-----	----------	------	---------------

4. 現代日本文学翻訳・普及事業

現代日本文学翻訳・普及事業は、平成14年度から我が国の優れた文学作品等を英語等に翻訳して諸外国で出版することにより、我が国の文化を海外に発信するとともに、我が国文学水準の一層の向上を図ることを目的とした事業です。

翻訳言語は、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語の4言語を中心にしており、平成20年度から国際交流年事業等の一環として、インドネシア語、スペイン語、トルコ語訳に取り組むことにしています。

・現代日本文学の翻訳普及事業サイト：

<http://www.jlpp.jp/>

◆主な翻訳・出版作品一覧

平成21年2月現在

作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語
芥川龍之介 短編集	芥川 龍之介	●	●	—	—
わが人生の時の時(短編集)	石原 慎太郎	●	—	●	—
半七捕物帳	岡本 綺堂	●	●	—	—
自由学校	獅子 文六	●	●	—	—
天上の青	曾野 綾子	●	—	●	—
たけくらべ・にぎりえ・十三夜	樋口 一葉	—	—	●	●
錦繡	宮本 輝	●	—	●	—
ベッドタイムアイズ・指の戯れ・ジェシーの背骨	山田 詠美	●	—	●	●
武蔵野夫人	大岡 昇平	●	—	●	—
赤穂浪士(上)(下)	大佛 次郎	—	●	●	—
抱擁家族	小島 信夫	●	●	●	●
百円シンガー極楽天使	末永 直海	●	—	●	—
腕くらべ	永井 荷風	●	—	●	—
浮雲	林 芙美子	●	●	—	—
異人たちとの夏	山田 太一	●	—	●	—
夕暮まで	吉行 淳之介	—	●	●	—

4

文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このため、

文化庁では、以下のような取組を行っています。

1. 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定められている「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する

法律」が成立しました。平成19年12月には国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化等について盛り込んだ基本方針を策定しました。

2. 文化遺産国際協力コンソーシアム

平成18年6月20日、文化庁、外務省、教育研究機関、独立行政法人及び民間助成団体等によって構成される文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。

コンソーシアムによって各構成機関や専門家が、それぞれの得意分野において力を発揮すること、また、連携の下に効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進することを目指しています。

3. 文化遺産保護国際貢献事業

紛争や自然災害により被災した文化財を保護するため、当該国からの要請を踏まえ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へいを行うなど、緊急の取組を行うため、「文化遺産保護国際貢献事業」を実施しています。これまで次の事業を実施してきました。

このほか、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流及び協力を行う拠点交流事業を実施しており、インド・アジャンター石窟壁画の保存修復をはじめ、モンゴル、中央アジア諸国等における協力を実施し、

- アフガニスタン国立公文書館所蔵の文字文化財保存支援(H16～H18)
- インドネシア・アチェ州立公文書館への支援(H17～H18)
- ベトナム・タンロン皇城遺跡への専門家派遣(H17～)
- インドネシア・ジャワ島中部地震被災状況調査支援(H18～H19)
- 中国・四川省震災復興に係る専門家派遣(H20)

現地で文化財保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。

また、無形文化遺産保護に係る研修の実施、ネットワーク構築のための事業も実施しており、海外における有形・無形の文化遺産保護に貢献しています。

4. 文化財保存修復研究協力

(独)国立文化財機構東京文化財研究所では、文化遺産国際協力センターを中心に、敦煌(中国)、アンコール(カンボジア)、バーミヤン(アフガニスタン)などを対象にした調査研究などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

一方、諸外国の博物館等が所蔵する我が国の古美術品は、保存修復に関する専門家が不在であることから定期的な修理がなされず、経年による劣化によりその保存状況が悪化しているものが多数あります。

(独)国立文化財機構東京文化財研究所

<http://www.tobunken.go.jp/index-J.html>

(財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

<http://www.nara.accu.or.jp/>

このため、在外古美術品の調査を行うと共に、平成3年度からその修復協力を実施しています。

文化庁では、平成11年度から奈良県、奈良市、(財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力を得て、アジア太平洋地域の専門家を招き研修を実施しています。



アフガニスタンにおける文化遺産国際協力(提供：東京文化財研究所)

5. 二国間文化遺産国際交流

文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと交流を進めています。平成19年3月には、ルテッリ文化財・文化活動大臣(副首相)と伊吹文部科学大臣(当時)が日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。それに基づき、平成20年3月には、「第1回日本・イタリア文化財保護協力事務レ

ベル会合」を開催しました。平成20年度から、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力、文化的景観及び歴史的街区の保護に関する協力等を実施することで合意し、現在これらの共同プロジェクトが進行中です。

6. 海外展

日本古美術品海外展

文化財を通じた国際交流は、国家間の文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を継続的に実施しています。



平成20年度日本古美術海外展「江戸の工芸」
(於ブラジル サンパウロ州立美術館)

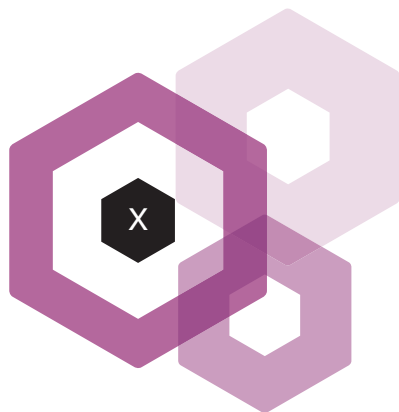
7. 文化財の不法な輸出入等の規制について

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、我が国は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結するとともに、平成14年9月に「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定と文化財保護法の改正を行いました。(同年12月9日施行)。このことにより、以下のような変更が生じました。

- 外国の博物館などから盗取されたもので文部科学省令で定める文化財(特定外国文化財)は、原則輸入禁止。
- 特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件とし、回復請求期間を2年間から特例として10年間に延長。
- 重要有形民俗文化財の輸出が届出制から許可制へ。



広報用パンフレット



アイヌ文化の振興



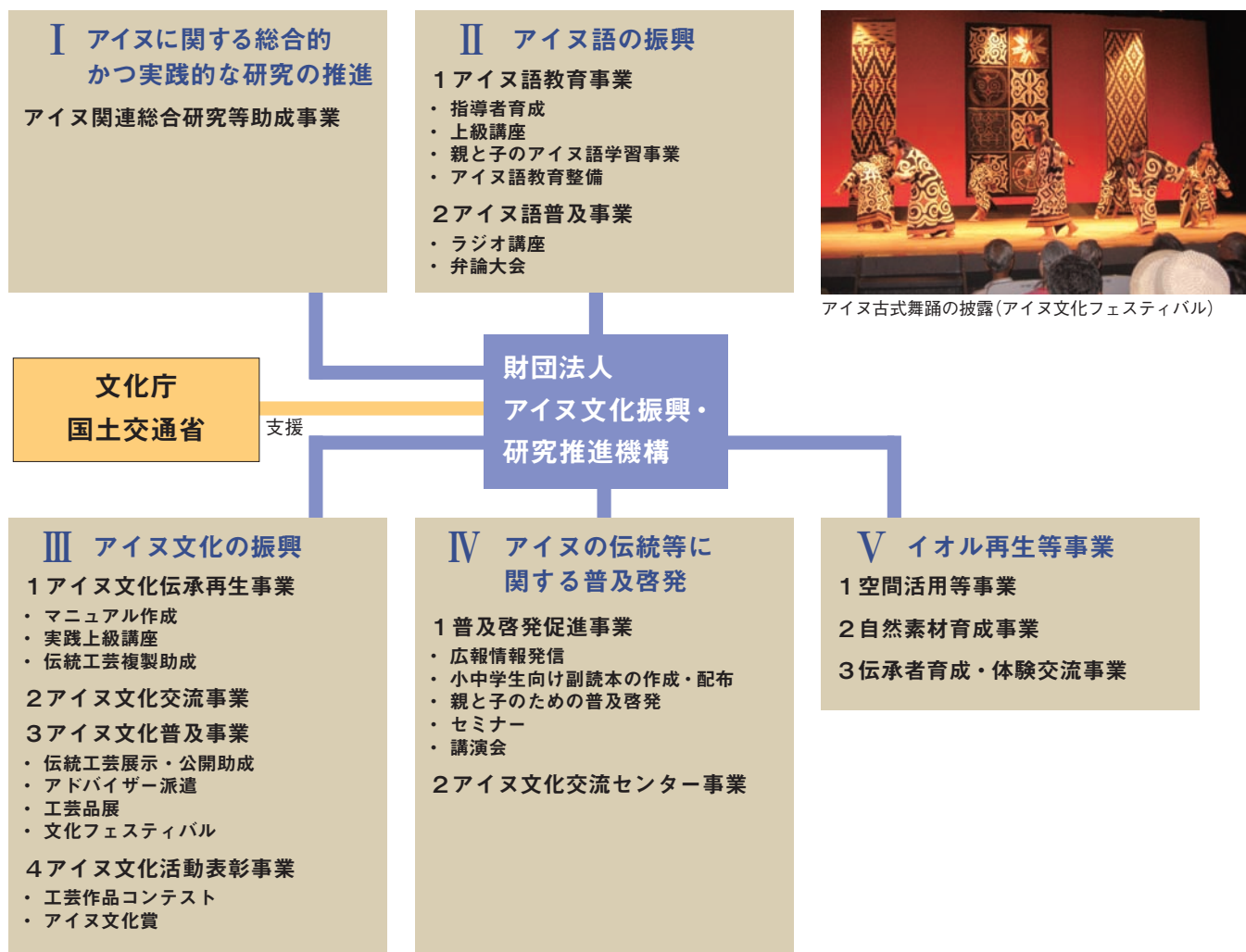
文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振

興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

この法律に基づき、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」が行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の振興及び、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業などについての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

◆ 事業体系図(平成21年度事業)





宗教法人と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

我が国には、大小さまざまな神社、寺院、教会等の宗教団体や、それらを包括する教派、宗派、教団といった宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっています。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としています。

◆宗教法人数

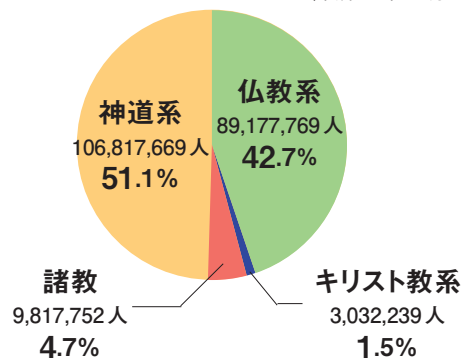
所轄	系統	区分	包括宗教法人	単位宗教法人	合計
文部科学大臣	神道系		128	86	214
	仏教系		154	258	412
	キリスト教系		60	236	296
	諸教		31	76	107
	計		373	656	1,029
都道府県知事	神道系		7	85,298	85,305
	仏教系		11	77,408	77,419
	キリスト教系		8	4,062	4,070
	諸教		1	15,044	15,045
	計		27	181,812	181,839
合計			400	182,468	182,868

(平成18年12月31日現在)

※文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人
都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

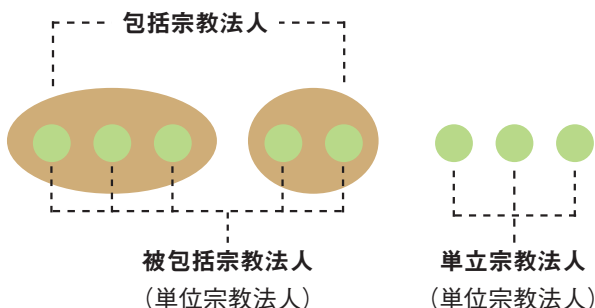
◆系統別信者数

(平成18年12月31日現在)



※信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

◆宗教法人の種類



●包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

●単位宗教法人

礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

・被包括宗教法人：

他の宗教法人に包括される法人

・単立宗教法人：

他の宗教法人に包括されない法人

2 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事務を行っています。

1. 宗教法人の認証業務

宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など、宗教法人に定められた所轄庁としての事務を行っています。

2. 宗教法人の管理運営の指導等

都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会等の実施、手引書や映像教材の作成などを行っています。

また、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」について、合併や解散等により不活動状態の解消を図るとともに、都道府県や包括宗教団体を対象とした不活動宗教法人対策会議の開催、不活動宗教法人対策に関する手引書の作成などを行っています。



宗教法人実務研修会(京都)

3. 宗教統計調査等の実施

毎年度、宗教界の協力を得て、宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を「宗教年鑑」としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査等を行っています。



宗教年鑑等

4. 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が設置されています。



美術館・歴史博物館の 振興

1 我が国の美術館・歴史博物館の概要

我が国には1,196館の登録博物館（博物館法第10条）・博物館相当施設（博物館法第29条）があります。そのうち828館が美術館（主として美術に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館）と歴史博物館（主

として歴史及び民俗に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館）であり、全体の約7割を占めています。

2 美術館・歴史博物館への支援

1. 美術館・博物館活動基盤整備支援事業

美術館・歴史博物館は、文化活動や学習活動の地域における拠点として教育、文化の発展に寄与しています。また、人々の学習意欲の多様化・高度化や、少子高齢化社会の到来、個性と魅力ある地域の構築や地域コミュニティ再生への動きなど、今日の社会の進展・変化に対応し、さらに一層積極的な役割を果たすことが期待されています。

しかし、館を取り巻く状況は、指定管理者制度の導入、公益法人制度改革など大きく変化し、さらに経済環境の悪化により予算、人員の削減が急速に進むなど、これまでにない厳しいものがあります。

こうした厳しい環境にあって、館がその使命を十分に果たしていくためには、これまでの館活動の実績を踏まえつつ、これからの時代を展望した事業と活動スタイルを早急に構築することが望まれます。

これらの状況を踏まえ、文化庁では平成21年度から「美術館・博物館活動基盤整備支援事業」として、館が自ら事業の方向性を社会の変化に対応するための活動基盤の整備に焦点をあて、地域との関係の強化（地域軸の強化）と国際的な交流の拡大（国際軸の強化）に資する取組に対して支援を行います。

本事業では、全国美術館・歴史博物館が実施する以下に掲げる取組の中から、他の館のモデルとなるような優れた取組を広く公募し、有識者による協力者会議で選定してその実施を支援するとともに、この取組について全国美術館・博物館に広く情報提供を行います。このことにより全国の館が時代の要請に応える活動基盤整備に取り組むことを促進します。

1. 美術館・博物館の地域活動基盤整備支援事業

<地域軸の強化>

ア. 地域連携強化事業

地域にある他の館や学校、団体等と連携し、幅広い市民の参画を得ることにより、館外に広範なネットワークを形成し発展させる事業。

イ. 地域文化資源整備活用事業

地域の歴史や文化などの文化資源をテーマとして、その特色や魅力を幅広い市民と共有し、地域の活性化などに貢献する事業。

ウ. ミュージアム支援地域人材育成事業

館がその役割をより積極的に果たすために、館の活動を支援する人々やグループなど、地域の人材を育成する事業。

2. 美術館・博物館の国際交流基盤整備支援事業

<国際軸の強化>

ア. 国際交流拠点形成事業

館が海外の館等との継続的な交流を目指して行う展示会をはじめとする各種の事業。

2. 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、

文化庁では、国立美術館・国立博物館などの協力を得て、企画展示セミナー、運営研究協議会など、様々な研修会や講習会を実施しています。



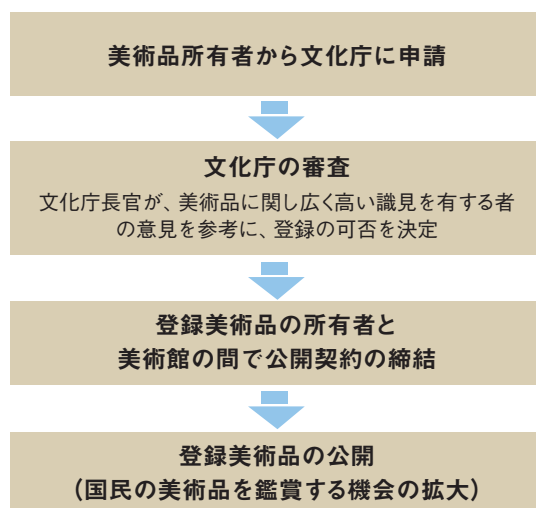
平成20年度 美術館等運営研究協議会



第6回 企画展示セミナー

3 登録美術品制度

<登録美術品公開までの流れ>



<登録美術品の特色>

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開・保管される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われますが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまでに28件の美術品が登録されました。(平成21年4月1日現在)



登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館(工芸館)

米原雲海作「清宵」
(東京国立近代美術館にて公開)



国立文化施設等

1. 日本芸術文化振興会(国立劇場等)

<http://www.ntj.jac.go.jp/>

日本芸術文化振興会は、我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興を図るため国立劇場、国立演芸資料館(国立演芸場)、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわを、また我が国における現代の舞台芸術の振興及び普及を図るため新国立劇場を運営し、伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演などの事業を行っています。このほか、広く我が国の芸術文

化の振興又は普及を図るため、文化芸術活動に対して、芸術文化振興基金による援助(助成金の交付)も行っています。また、伝統芸能や現代舞台芸術について国民に広く知ってもらうため、インターネット上に「文化デジタルライブラリー」を開設し、国立劇場各館の公演記録や収蔵資料、舞台芸術の入門教材などの情報を発信しています。

国立劇場本館・演芸資料館

昭和41年11月国立劇場本館(大・小劇場)、昭和54年3月演芸資料館(国立演芸場)が開場。我が国の伝統芸能の保存と振興を目的として、つとめて古典伝承のままの姿で公開しています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。

なお、敷地内にある伝統芸能情報館には、情報展示室や図書閲覧室、レクチャー室等の設備を備えています。

※国立演芸場は、本年度開場30周年を迎えます。



〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1
TEL 03-3265-7411

平成21年度の公演予定

歌舞伎	5公演	121回
文楽	4公演	153回
舞踊	4公演	5回
邦楽	4公演	5回
雅楽	2公演	2回
声明	1公演	2回
民俗芸能	3公演	7回
琉球芸能	1公演	2回
大衆芸能	57公演	287回
特別企画	2公演	3回
青少年等を対象とした歌舞伎	2公演	88回
青少年等を対象とした文楽	1公演	24回

【大劇場】 1,610 席
【小劇場】 590 席
【演芸資料館】 300 席
【伝統芸能情報館】

地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅①出口より徒歩5分

地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅②④出口より徒歩10分



国立能楽堂

昭和58年9月開場。能楽の普及と新しい観客層の開拓を目的として、能と狂言の公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1
TEL 03-3423-1331

平成21年度の公演予定

定例公演	24公演	24回
普及公演	11公演	11回
企画公演	15公演	16回
青少年等を対象とした能楽		
	1公演	10回

【能舞台】 627 席



JR中央・総武線「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩5分 地下鉄大江戸線「国立競技場」駅A4出口より徒歩5分 地下鉄副都心線「北参道」駅①出口より、徒歩7分

国立文楽劇場

昭和59年4月開場。人形浄瑠璃文楽を中心に、上方芸能を保存・継承し発展させることを目的として、公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。

※国立文楽劇場は、本年度開場25周年を迎えます。

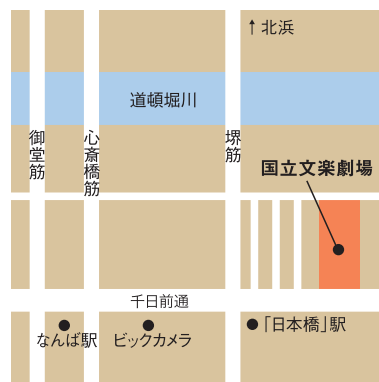


〒542-0073 大阪市中央区日本橋1-12-10
TEL 06-6212-2531

平成21年度の公演予定

文楽	4公演	186回
舞踊	1公演	2回
邦楽	1公演	1回
大衆芸能	8公演	27回
青少年等を対象とした文楽		
	1公演	32回
特別企画	2公演	2回

【文楽劇場】 753 席
【小ホール】 159 席



地下鉄堺筋線・千日前線・近鉄線「日本橋」駅 ⑦出口より徒歩1分

国立劇場おきなわ <http://www.nt-okinawa.or.jp/>

平成16年1月開場。伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となることを目的として、組踊を中心とする沖縄伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-14-1
TEL 098-871-3311

平成21年度の公演予定

定期公演	18公演	21回
企画公演	7公演	7回
研究公演	1公演	1回
青少年等を対象とした組踊		
	4公演	9回

【大劇場】 632 席
【小劇場】 255 席

バス利用の場合 勢理客(じっちゃく)
バス停下車 徒歩10分 タクシー利用
の場合 那覇空港から約30分



新国立劇場 <http://www.nntt.jac.go.jp/>

平成9年10月開場。現代舞台芸術の振興普及を図るため、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演を行うとともに、現代舞台芸術の実演家等の研修や、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
TEL 03-5351-3011

平成21年度の公演予定

オペラ	10公演	48回
バレエ	6公演	39回
現代舞踊	4公演	17回
演劇	8公演	123回
その他	1公演	2回
青少年等を対象としたオペラ		
	2公演	12回
青少年等を対象としたバレエ		
	1公演	1回

【オペラ劇場】1,814 席
【中劇場】1,000 席程度
【小劇場】440 席程度
【舞台美術センター】

京王新線(都営新宿線乗入)「初台」駅(中央口)より徒歩1分 お車(約860台収容の駐車場あり)山手通り、甲州街道交差点。首都高速4号線新宿ランプすぐ



2. 国立美術館

<http://www.artmuseums.go.jp/>

国立美術館は、独立行政法人として、芸術文化の創造と発展を目的とし、多様化する国民の興味・関心や現代美術を取り巻く状況の変化に応じた多彩な活動を展開することが求められています。このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれ

の特色を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言を行っています。

東京国立近代美術館 <http://www.momat.go.jp/>

昭和27年我が国初の国立美術館として開館。近・現代美術に関する作品、映画フィルムその他の資料を収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

本館のほか、工芸館（昭和52年開館）、フィルムセンター（昭和45年開館）及びフィルムセンター相模原分館（昭和61年開館）を設置しています。

（本館・工芸館）

開館時間	10:00～17:00（入館は16:30まで）
夜間開館	10:00～20:00（入館は19:30まで） 本館のみ、毎週金曜日実施
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日） 展示替期間 年末年始 （平成21年12月28日～平成22年1月1日）
入館者数	761千人 （平成20年度 フィルムセンター含む）
収蔵品	日本画・洋画 1,912点 水彩・素描・版画 2,591点 彫刻 426点 写真 1,792点 工芸（デザイン含む） 2,815点 その他 3,182点 計 12,718点 （平成20年度末）



美術館本館



工芸館

（フィルムセンター）

開映時間	大ホール・小ホール／ 企画ごとに1日2～3回の上映。 詳細は各企画の上映カレンダー、 チラシ等でご確認ください
開室時間	展示室／火～日 11:00～18:30 （入室は18:00まで）
休館日	毎週月曜日 上映準備期間 年末年始 （平成21年12月28日～平成22年1月4日）
収蔵品	映画フィルム 59,640本 （平成20年度末）



フィルムセンター

本館

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL 03-3214-2561

工芸館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL 03-3211-7781

フィルムセンター

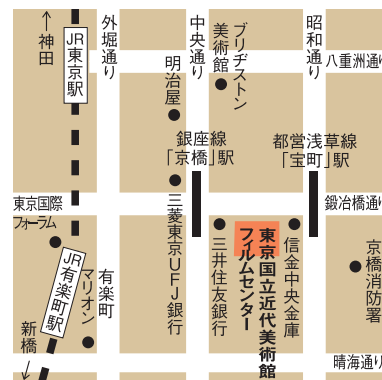
〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL 03-3561-0823

フィルムセンター相模原分館

〒229-0021 神奈川県相模原市高根3-1-4
TEL 042-758-0128



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、1b出口より
（本館）徒歩3分、（工芸館）徒歩10分



地下鉄銀座線「京橋」駅下車、出口1徒歩1分
都営浅草線「宝町」駅下車、出口A4徒歩1分
JR「東京」駅下車、八重洲南口徒歩10分

京都国立近代美術館

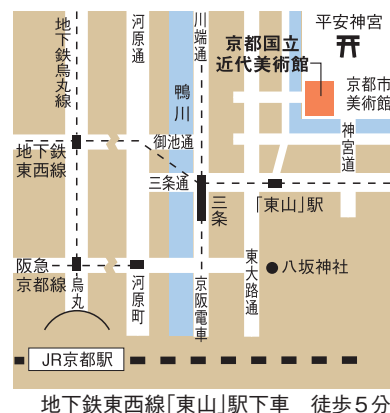
<http://www.momak.go.jp/>

国立近代美術館京都分館として昭和38年
発足、42年に独立して京都国立近代美術館
となり、その後、61年10月新館を開館。

近代美術に関する作品等の収集、保管、陳
列及び調査研究を行っています。



開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	9:30～20:00(入館は19:30まで) 4月17日～9月25日の金曜日、8月 16日(日)(ただし、企画展期間中のみ 実施)
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合 はその翌日)年末年始(12月28日～1月4日)
入館者数	630千人(平成20年度)
収蔵品	日本画・洋画 1,411点 水彩・素描・版画 3,399点 彫刻 101点 写真 1,763点 工芸(デザイン含む) 2,091点 その他 736点 計 9,501点 (平成20年度末)



〒606-8344

京都市左京区岡崎円勝寺町(岡崎公園内)

TEL 075-761-4111

国立西洋美術館

<http://www.nmwa.go.jp/>

松方コレクションの返還を機に昭和34年4
月設置、6月開館、54年11月新館を、平成9年
12月に企画展示館を増築しました。

フランス政府から寄贈返還された松方コレク
ション及びその他の西洋美術に関する作品等の
収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

※国立西洋美術館は、本年度開館50周年を迎えます。



開館時間	春の企画展開催日から秋の企画展 終了日までの期間9:30～17:30 (入館は17:00まで)上記以外の期間 9:30～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	毎週金曜日 9:30～20:00(入館は19:30まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる 場合はその翌日) 年末年始(12月28日～1月1日)
入館者数	1,235千人(平成20年度)
収蔵品	洋画 374点 水彩・素描・版画 3,915点 彫刻 101点 工芸(デザイン含む) 10点 その他 166点 計 4,566点 (平成20年度末)



JR「上野」駅下車公園口、徒歩1分
京成「京成上野」駅下車、徒歩7分
地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、
徒歩8分

〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7
TEL 03-3828-5131

国立国際美術館

<http://www.nmao.go.jp/>

昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館
を活用して、52年に発足。平成16年11月大阪の都心・
中之島に新築移転しました。日本美術の発展と世界の美
術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作
品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	毎週金曜日10:00～19:00(入館は18:30まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月28日～1月4日)
入館者数	731千人(平成20年度)
収蔵品	日本画・洋画 556点 水彩・素描・版画 2,904点 彫刻 295点 写真 573点 工芸(デザイン含む) 985点 その他 633点 計 5,946点 (平成20年度末)



〒530-0005

大阪市北区中之島4-2-55

TEL 06-6447-4680



京阪中之島線「渡辺橋」駅下車、徒歩約5
分 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車、徒
歩約10分 地下鉄御堂筋線・京阪「淀屋
橋」駅下車、徒歩約15分 JR大阪環状線・
阪神「福島」駅、JR東西線「新福島」駅下車、
徒歩約10分

国立新美術館 <http://www.nact.jp/>



〒106-8558
東京都港区六本木7-22-2
TEL 03-6812-9900

東京・六本木に国内最大級の展示スペース1万4千㎡を有する5番目の国立美術館として、平成18年7月に設置され、平成19年1月に開館しました。

特定の収蔵品を持たず、全国的な活動を行う美術団体等への展覧会会場の提供、新しい美術の動向に焦点をあてた自主企画展や新聞社等との共催による展覧会の開催を行うとともに、展覧会カタログを中心とした美術に関する情報や資料の収集・公開・提供、幅広い層を対象とした教育普及活動及び調査研究を行っています。

開館時間 企画展 10:00～18:00(入館は17:30まで)
※会期中毎週金曜日は20:00まで(入館は19:30まで)
公募展 10:00～18:00(展覧会最終日を除く)

休館日 毎週火曜日(火曜日が休日にあたる場合はその翌日)
年末年始(平成21年12月22日～平成22年1月5日)

入館者数 1,052千人(平成20年度)



地下鉄千代田線「乃木坂」駅下車、6出口美術館直結 地下鉄日比谷線「六本木」駅下車、4a出口徒歩5分 都営大江戸線「六本木」駅下車、7出口徒歩4分

3. 国立文化財機構(国立博物館及び文化財研究所)

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4つの博物館から成る「独立行政法人国立博物館」と、東京文化財研究所、奈良文化財研究所の2つの研究所から成る「独立行政法人文化財研究所」の2法人を統合した、6つの施設から構成されたもので、平成19年4

月に発足しました。

本機構は、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、文化財に対する調査研究、有形文化財の収集・保管、展示活動等の事業を行っています。

東京国立博物館 <http://www.tnm.jp/>

明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

我が国の総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。



〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号
TEL 03-3822-1111

開館時間 9:30～17:00(入館は16:30まで)
4月～11月の特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館(入館は19:30まで)
4月～9月の土曜、日曜、祝日、振替休日は18:00まで開館(入館は17:30まで)

休館日 月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)、年末年始(12月28日～1月1日)

入館者数 2,172千人(平成20年度)

収蔵品

絵画	11,500件
書籍・典籍・古文書	2,198件
彫刻	1,240件
考古	28,658件
工芸	30,262件
東洋美術・考古	14,822件
その他	26,600件
計	115,280件 (平成20年度末)



JR「上野」駅下車、徒歩10分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分 地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分

京都国立博物館 <http://www.kyohaku.go.jp/>

明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。



〒605-0931 京都市東山区茶屋町527
TEL 075-541-1151

※平常展示館建替工事にともない、平成20年12月7日をもって、当分の間平常展を休止いたします。
特別展覧会期間中のみ開館する予定です。

開館時間	特別展開催期間中のみ開館 9:30～18:00(入館は17:30まで)														
夜間開館	特別展開催期間中のみ 毎週金曜日は20:00まで開館(入館は19:30まで)														
休館日	特別展が開催されていない期間は全館休館といたします。 (特別展開催中の休館日) 月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)、年末年始														
入館者数	416千人(平成20年度)														
収蔵品	<table border="0"> <tr> <td>絵画</td><td>3,963件</td></tr> <tr> <td>書籍・典籍・古文書</td><td>2,256件</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>376件</td></tr> <tr> <td>考古</td><td>1,152件</td></tr> <tr> <td>工芸</td><td>4,438件</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>377件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>12,562件 (平成20年度末)</td></tr> </table>	絵画	3,963件	書籍・典籍・古文書	2,256件	彫刻	376件	考古	1,152件	工芸	4,438件	その他	377件	計	12,562件 (平成20年度末)
絵画	3,963件														
書籍・典籍・古文書	2,256件														
彫刻	376件														
考古	1,152件														
工芸	4,438件														
その他	377件														
計	12,562件 (平成20年度末)														



京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分 JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2バスのりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂」下車、徒歩すぐ

奈良国立博物館 <http://www.narahaku.go.jp/>

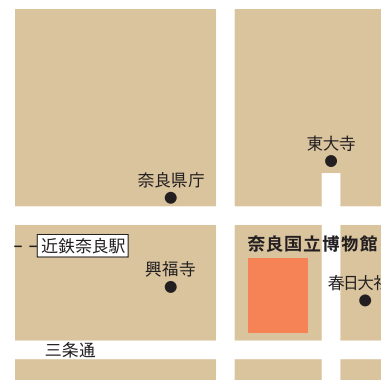
明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。

仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。そのほか、文化財の修理を行うため、文化財保存修理所を設置しています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする平常展のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。



〒630-8213 奈良市登大路町50番地
TEL 0742-22-7771

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで) 4月最終から10月最終までの毎週金曜日、 1月第4土曜日、2月3日、3月12日、8月15日、 12月17日は19:00まで開館(入館は18:30まで)														
休館日	月曜日(休日の場合はその翌日。連休の場合は終了後の翌日。)、1月1日														
入館者数	648千人(平成20年度)														
収蔵品	<table border="0"> <tr> <td>絵画</td><td>862件</td></tr> <tr> <td>書籍・典籍・古文書</td><td>544件</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>500件</td></tr> <tr> <td>考古</td><td>968件</td></tr> <tr> <td>工芸</td><td>857件</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>141件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,872件 (平成20年度末)</td></tr> </table>	絵画	862件	書籍・典籍・古文書	544件	彫刻	500件	考古	968件	工芸	857件	その他	141件	計	3,872件 (平成20年度末)
絵画	862件														
書籍・典籍・古文書	544件														
彫刻	500件														
考古	968件														
工芸	857件														
その他	141件														
計	3,872件 (平成20年度末)														



近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分
奈良交通バス 市内循環外回り「氷室神社・国立博物館」下車すぐ

九州国立博物館 <http://www.kyuhaku.jp/>

平成17年10月に国立博物館として約1世紀ぶりに開館しました。国際社会におけるアジアの位置づけが重要性を増している中、アジア諸国との相互理解を深めるために「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しいコンセプトをもって設置され、開館以降、多くの皆さまにご来館いただいています。

今後も21世紀に相応しい国立博物館として、美術・歴史・考古資料等の収蔵・展示をはじめ、教育普及や博物館科学の充実に努め、広く国際社会・地域社会に開かれた「生きている博物館」として歩み続けていきます。



〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2
TEL 092-918-2807

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)														
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)														
入館者数	757千人(平成20年度)														
収蔵品	<table> <tr> <td>絵画</td><td>273件</td></tr> <tr> <td>書籍・典籍・古文書</td><td>155件</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>21件</td></tr> <tr> <td>考古</td><td>135件</td></tr> <tr> <td>工芸</td><td>722件</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>169件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,475件 (平成20年度末)</td></tr> </table>	絵画	273件	書籍・典籍・古文書	155件	彫刻	21件	考古	135件	工芸	722件	その他	169件	計	1,475件 (平成20年度末)
絵画	273件														
書籍・典籍・古文書	155件														
彫刻	21件														
考古	135件														
工芸	722件														
その他	169件														
計	1,475件 (平成20年度末)														

- 車 九州自動車道利用
太宰府インターから太宰府天満宮方面へ(約20分)
- 鉄道 西鉄利用：福岡(天神)駅から二日市駅で太宰府線に乗り換え、太宰府駅下車、徒歩(10分)
JR利用：博多駅から鹿児島本線で二日市駅下車、タクシー(15分)
- 飛行機 福岡空港からタクシー(約30分)または、地下鉄福岡空港駅から天神駅で乗り換え、上記鉄道のとおり



東京文化財研究所 <http://www.tobunken.go.jp/>



〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
TEL 03-3823-2241

有形文化財、無形文化財などを中心に、基礎的な調査研究から科学技術を活用した先端的手法による研究まで行い、成果を公表・活用するとともに、保存・修復に関する我が国の国際協力拠点としての役割を担っています。

JR「上野」駅、「鶯谷」駅下車、徒歩10分 地下鉄銀座線・日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分 京成「京成上野」駅下車、徒歩20分 地下鉄千代田線「根津」駅下車、徒歩15分



奈良文化財研究所

<http://www.nabunken.go.jp/>



〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1
TEL 0742-30-6733

貴重な文化財を実物に即して総合的に研究する組織です。平城宮跡や藤原宮跡の発掘調査をはじめ、建造物、古文書などの個々の文化財の調査研究、そして飛鳥保存のための調査研究と展示普及などをおこなっています。



近鉄「大和西大寺」駅下車、
徒歩10分

4. 国立国語研究所

国立国語研究所

<http://www.kokken.go.jp/>



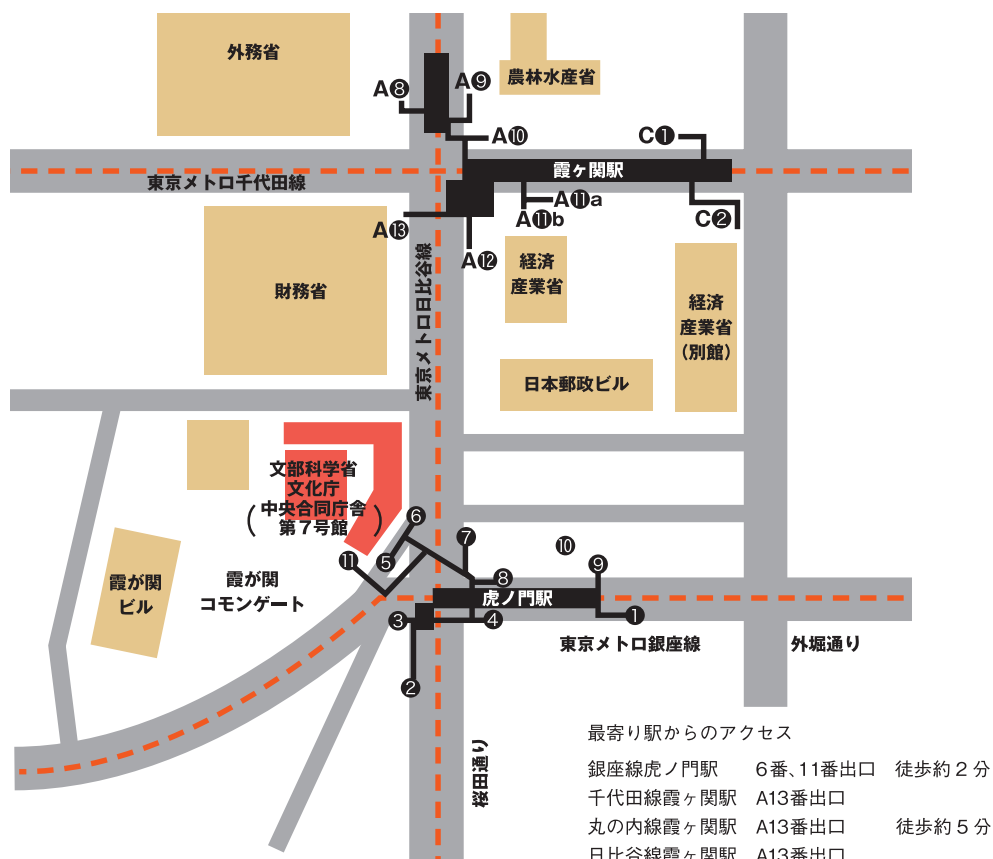
〒190-8561 東京都立川市緑町10-2
TEL 042-540-4300

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的調査研究をしています。



多摩都市モノレール「高松」駅下車、徒歩5分 立川バス 立川駅北口2番のりばより、「立川17」、「立川17-3」系統（「大山団地折返場」方面行き）で「自治大学校・国立国語研究所」下車、徒歩2分

※平成21年10月1日をもって大学共同利用機関法人に移管予定



平成21年度 我が国の文化行政

発行日 平成21年□月 第1刷発行

監修・発行 文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111(代)

<http://www.bunka.go.jp/>



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

